

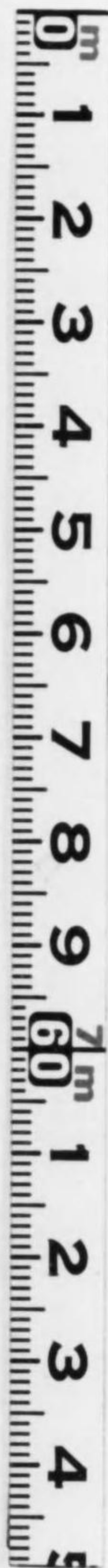
913.32-1327



1200500757291

913.32

1.32



始





413.54  
79.32



池田龜鑑著

伊勢物語に就きての研究

東京 大岡山書店刊行





623-1A3

凡 例

一 下卷研究篇の組織と方針

下卷研究篇に於ては一部を二篇に分ち、第一篇を伊勢物語諸本系統論として勢語諸本を解説し、その系統を論じ、原典研究の歴史を明かにし、第二篇はこれを伊勢物語成立論として書名成立年代・作者等の考證を行ひ、専ら勢語の書志學的・基礎的諸問題を取扱ふこととした。最初豫定せる語彙の研究は頁數の都合によつてこれを省略し、勢語に關する評論的研究は全然之にふれないこととし、研究史・影響史等も除外することとした。附録の伊勢物語版本聚影は大體上卷圖版の分類を踏襲し、刊記あるものは年代順に擧げ、刊記なきものは凡その刊年を推定して適當の箇所に挿入することとし、且つ製本の都合上之を別冊とした。

凡 例

一



### 一 引用文

引用文は出来得る限り原文のまま掲げるを原則とし、假名遣を改めず、濁點と句讀點とは讀者の便宜を思つて加へたが、伊勢物語の本文の引用にはその何れをも施さないこととした。但し印刷其他の都合上訂正した場合も二三あるから、次にそれを明かにして置く。

**イ 漢字の統一** 引用文中に宛字が使用され、略字が使用されてゐる場合にはこれを改めることとした。例へば左の上は原文のまま、下は訂正したものである。

安部	——	安倍	道齊	——	道濟
天王	——	天皇	勅選	——	勅撰
安	——	案	哥	——	歌

**ロ 假名の統一** 引用文中に片假名と平假名とが混用されてゐる場合、その多い方に統一した。

**ハ 割註** 割註は總て本行に直し、是非割註なる旨を示す必要ある場合には、その前後に括弧〔 〕を加へた。

**ニ 傍書** 引用文中の傍書は何れも括弧〔 〕に包んでこれを示すこととした。

**ホ 判讀不能の文字** 判讀不可能の場合には、その字數だけ□を用ゐてこれを示した。但し實際公記を引用した時には、同書の右の場合の符號〔 〕はそのまま襲用した。

**ヘ 誤寫** 明白なる落字と認められる場合にはこれを補ひ、その前後に括弧〔 〕を施してこれを示すこととした。例へば

賀茂内侍之——賀茂内侍之〔本〕  
 安倍師安——安倍師安〔の本〕  
 載——〔續千〕載  
 マタ——〔ア〕マタ

等がその例である。



また補入・見せけち・並列等は何れも上巻の符號を用ゐた。念のためその大要を左に再録する。

**イ 補入** 簡単なものは補入の文字の左傍に。を附してこれを示す。例へば

まされり 眠毛爲何

**ロ 見せけち** 見せけちの部分は左に傍線を引いてこれを指示し、若しその右傍に書入れある場合は括弧内にこれを示した。例へば

むかしの人は——むかしの人は  
あらさらけらし——あらさらけらし

**ハ 並列** 本文と書入とがそのまま並列してゐる場合には、本文の右に・を附し、書入の部分はこれを括弧内に収めることとした。

カヘリニケリ——カヘ(エ)リニケリ

書入が朱筆なる場合には「朱」と記してその由を断ることとした。

また伊勢物語・古今集・小町集・敏行集等の諸本を引用した際、略號を用ゐた場合が

ある。今それを左に示す。

伊勢物語

- 大 大島本
- 神 神宮文庫本
- 朱 朱雀院塗籠本
- 爲 爲家本
- 六 六條本
- 越 皇太后宮越後本
- 小 小式部内侍本
- 古今集
- 貞 貞應本
- 小町集・敏行集
- 群 群書類従本



下卷(研究篇) 目次

第一篇 伊勢物語系統論

第一章 序説	一
第一節 伊勢物語諸本に關する從來の研究	三
第一項 六條家の研究	四
第一 清輔の研究	五
第二 顯昭の研究	七
第二項 和歌知顯集の所説	二一
第三項 伊勢物語抄の所説	二六
第四項 七本差別の説	二八
第五項 一條兼良及び三條西實隆の研究	三六



第六項	細川幽齋の研究	四
第七項	荷田春滿及び賀茂真淵の眞名本研究	四
第八項	屋代弘賢の研究	四
第九項	鎌田正憲氏の研究	五
第二項	玉井幸助氏の研究	五
第二項	安藤正次氏の研究	五
第三項	品田太吉氏の研究	五
第三項	大津有一氏の研究	六
○第二節 伊勢物語諸本分類の規準		
第一項	奥書の記載事項を標準とする場合	六
第二項	章段の數及びその順位を標準とする場合	六
第三項	歌數を標準とする場合	六
第四項	語句の異同を標準とする場合	七
第五項	文字の相違を標準とする場合	七

第六項	勘物を標準とする場合	七
第七項	註釋を標準とする場合	七

第二章 伊勢物語諸本論概説

第三章 伊勢物語諸本論各説

第一節 定家本概説

第一項	定家本の定義	九
第二項	定家本の分類	九
第三項	定家本の勘物	一〇

第二節 天福本

第一項	天福本の名稱	一三
第二項	天福本の形態及び性質	一三
第三項	天福本の成立	一三
第四項	天福本の傳來	一四
第五項	天福本の發展	一五



第六項 天福本の現存諸本解説……………一七

第一類 法橋玄津筆本とその系統の諸本……………一七

一 法橋玄津筆本伊勢物語……………一七

二 久原文庫本伊勢物語……………一八

三 架藏一本伊勢物語……………一八

四 架藏一本伊勢物語……………一八

第二類 傳定家筆本とその系統の諸本……………一八

一 傳定家筆本伊勢物語……………一八

二 宮内省圖書寮本伊勢物語……………一九

三 東北帝國大學圖書館本伊勢物語……………一九

四 架藏一本伊勢物語……………一九

五 靜嘉堂文庫本伊勢物語……………一九

六 穂積本伊勢物語……………一九

七 逍遙院筆本伊勢物語……………一九

八 架藏一本伊勢物語……………一九

九 三條西實隆筆本伊勢物語……………一九

〇 三條西本伊勢物語……………一九

一 稱名院筆本伊勢物語……………一九

二 傳肖柏筆本伊勢物語……………一九

三 傳堯惠筆本伊勢物語……………一九

四 傳道永法親王筆本伊勢物語……………一九

第三類 冷泉爲和筆本とその系統の諸本……………一九

一 冷泉爲和筆本伊勢物語……………一九

二 架藏一本伊勢物語……………一九

三 冷泉爲和自筆本伊勢物語……………一九

四 大島雅太郎氏藏一本伊勢物語……………一九

五 京都帝國大學圖書館本伊勢物語……………一九

六 宮内省圖書寮藏一本伊勢物語……………一九

目次……………五



第四類 傳來不明の諸本 ..... 二二八

一 紹巴本伊勢物語 ..... 二二八

二 東京帝國大學國文學研究室本伊勢物語 ..... 二二九

三 色川本伊勢物語 ..... 二二三

四 傳二條爲重筆本伊勢物語 ..... 二二三

五 傳爲重筆本伊勢物語 ..... 二二五

六 小堀宗甫筆本伊勢物語 ..... 二二五

七 幸仁親王筆本伊勢物語 ..... 二二六

第三節 武田本 ..... 二二七

第一項 武田本の名稱 ..... 二二七

第二項 武田本の形態及び性質 ..... 二二八

第三項 武田本の成立 ..... 二四六

第四項 武田本の傳來 ..... 二四八

第五項 武田本の現存諸本解説 ..... 二五〇

第一類 正徹本系統の諸本 ..... 二五〇

一 正徹本伊勢物語 ..... 二五〇

二 東京帝國大學圖書館本伊勢物語 ..... 二五八

三 裏打本伊勢物語 ..... 二五九

第二類 中院通勝筆本系統の諸本 ..... 二六〇

一 第四高等學校本伊勢物語 ..... 二六〇

二 岩瀬文庫本伊勢物語 ..... 二六三

第三類 傳來不明の諸本 ..... 二六五

一 宮内省圖書寮本伊勢物語 ..... 二六五

二 三條西本伊勢物語 ..... 二六五

三 高野本伊勢物語 ..... 二六七

第四節 流布本 ..... 二七〇

第一項 流布本の名稱 ..... 二七〇

第二項 流布本の形態及び性質 ..... 二七一



第三項 流布本の成立……………二六一

第四項 流布本の現存諸本解説……………二六五

第一類……………二六七

一 千葉本伊勢物語……………二六七

二 順覺本伊勢物語……………二六九

三 七海本伊勢物語……………二九二

四 松田本伊勢物語……………二九三

五 甘露寺伊長筆本伊勢物語……………二九四

第二類……………二九四

一 傳飛鳥井雅世筆本伊勢物語……………二九六

二 山崎宗鑑筆本伊勢物語……………二九八

三 京都帝國大學文學部研究室本伊勢物語……………二九九

四 傳明融筆本伊勢物語……………三〇〇

五 傳尊悟親王筆本伊勢物語……………三〇〇

六 一條兼良本伊勢物語……………三〇一

七 傳四條隆重筆本伊勢物語……………三〇一

八 傳宗全筆本伊勢物語……………三〇一

九 奈良京物語……………三〇三

〇 橋本本伊勢物語……………三〇五

二 記室司正徹本伊勢物語……………三〇六

三 豊原統秋筆本伊勢物語……………三〇九

三 卜部兼邦奥書本伊勢物語……………三〇八

四 片假名書入本伊勢物語……………三〇九

五 飛鳥井雅俊筆本伊勢物語……………三一一

六 宗全奥書本伊勢物語……………三一一

第三類……………三一一

一 貞和本伊勢物語……………三二三

第五節 古本……………三二八



第一項 古本の意義……………三八

第二項 古本の分類……………三九

第三項 古本の形態及び性質……………三〇

第四項 古本の現存諸本解説……………三四

第一類……………三五

一 傳爲相筆本伊勢物語……………三五

二 傳慈鎮爲家兩筆本伊勢物語……………三九

三 傳良經筆本伊勢物語……………四二

四 承久本伊勢物語……………四五

五 傳飛鳥井榮雅書入本伊勢物語……………四七

六 最福寺本伊勢物語……………四八

第二類……………五五

一 傳慈鎮筆本伊勢物語……………五五

第三類……………五七

第六節 眞名本

一 傳肖柏筆本伊勢物語……………五七

第四類……………五八

一 時頼本伊勢物語……………五八

第一項 眞名本の名稱……………五七

第二項 眞名本の形態及び性質……………五八

第三項 眞名本の成立……………五九

第四項 眞名本の分類……………六一

第五項 眞名本の現存諸本解説……………六四

第一類……………六五

一 内閣文庫本眞名伊勢物語……………六五

二 桂宮本眞名伊勢物語……………六六

三 架藏一本眞名伊勢物語……………六七

四 九條本眞名伊勢物語……………六八



五 竹柏園本眞名伊勢物語……………三六九

六 彰考館文庫本眞名伊勢物語……………三六九

七 寛永廿年刊本眞名伊勢物語……………三九〇

八 天明本眞名伊勢物語……………三九一

九 古本伊勢物語……………三九二

第二類……………三九三

一 舊本伊勢物語……………三九五

第七節 大島本……………三九五

第一項 大島本の名稱……………三九五

第二項 大島本の形態及び性質……………三九六

第三項 大島本の現存諸本解説……………四〇三

第一類……………四〇四

一 傳爲氏筆本伊勢物語……………四〇四

第二類……………四〇九

一 神宮文庫本伊勢物語……………四一〇

第八節 朱雀院塗籠本……………四一〇

第一項 朱雀院塗籠本の名稱……………四一〇

第二項 朱雀院塗籠本の形態及び性質……………四一九

第三項 朱雀院塗籠本の現存諸本解説……………四五一

第一類……………四五二

一 不忍文庫本伊勢物語……………四五二

第二類……………四五六

一 群書類従本伊勢物語……………四五六

二 丹表紙本伊勢物語……………四六一

第九節 爲家本……………四六三

第一項 爲家本の名稱……………四六三

第二項 爲家本の形態及び性質……………四六四

第二節 六條本……………四七九

目次……………一三







第二項 詞書の改變	六九
第三項 説話の配列	七三
第四項 結語	七六
第五節 成立年時	七〇
第一項 成立年時推定の方法	七〇
第二項 伊勢物語成立年時に關する從來の研究	七七
第三項 伊勢物語成立年時の考證	七二
第一 傍證よりの推定	七二
第二 諸本の成立よりの推定	七八
第四項 結語	八二
第六節 作者	八〇
第一項 伊勢物語作者に關する從來の研究	八〇
第二項 結語	八六
第三章 伊勢物語の文學史的地位	八三

附録

伊勢物語版本聚影	
目次	
解説	
圖版	



第一篇 伊勢物語系統論

目次

一八



第一章  
序  
說





節 伊勢物語諸本に關する從來の研究

伊勢物語に於ける諸本系統論を組織せんとする時には、先づ混亂錯綜せる雜多の諸本に整然たる分類體系を附與すべき分類規準が論議され決定されねばならない。そしてかかる新しき分類規準を決定する準備として、從來如何なる諸本が存在してゐたか、それ等の諸本が如何なる意識、如何なる態度をもつて、如何なる分類方法論によつて處理され、如何なる系統論を構成してゐたかといふ過去に於ける諸本研究を比較検討して、その得失を究める必要がある。かく從來の研究の方法とその結果とを吟味し、そこに新なる暗示と根據とを見出して、始めて從來の理論を止揚した立場に於ての分類方法論を樹立することが出来るであらう。研究史の必要は即ちここに存する。

勢語諸本に關する研究は、平安朝末期に於て、歌學研究に隨伴してなされたる六



條藤家のそれをもつて、現在文獻に見える最初のものとする事が出来る。その系統論の大綱は、平安朝末期より鎌倉期にかけて、二系統對立説と三系統對立説が行はれたらしく、更に室町期に入るに及んで、七本對立説が推定の形をもつて現れ初め、それと同時に、實際的研究は定家本のみに限定されて行つたやうである。江戸末期以後は、諸異本の出現と共に、異本研究が漸次學界の興味を引き、純粹物語研究の立場に於て、諸本形態の考察や、系統の考證を促すに至つた。本書にあつては、これ等従來の研究に對する詳細の解説と批判とは、これを將來上梓する機會のある筈の伊勢物語研究史に譲り、當面必要な事項に限り、出来るだけ簡單に述べることとする。

### 第一項 六條家の研究

六條藤家は、平安朝の末、顯輔・清輔・顯昭等博學の歌人學者を輩出し、その考證的學風を以て、直觀を重しとする御子左の家學に對立した。かくて、かの萬葉集に六條家本、古今集に清輔本と、各々相傳の祕本を有すると共に、伊勢物語に於ても亦小式

部内侍筆本を家の證本として傳へた。然し當時の學界の傾向は、歌學の研究に専らであつて、少數のものを除いては、未だ「物語」に對する専門的研究に着手するまでに至らなかつた。それゆゑに、清輔・顯昭に於ける文學研究の方向も、結局依然として歌學に限定され、従つて、伊勢物語の諸本に關する研究に於ても、歌學研究に隨伴した意味のもの以外に見ることを得ないのである。

#### 第一 清輔の研究

勢語諸本に對する清輔の見解を、現存の豊富ならざる資料より考察せんとする企圖は、少からぬ危険を伴ふに相違ない。何となれば、伊勢物語傳本についての彼の論述は、まとまつたものでなく、僅かに袋草紙と清輔本古今集に於て、その片鱗を示してゐるに過ぎないからである。袋草紙所記の「伊勢物語和歌二百五十首、但本々不當」は、「二百五十首」の誤なること明白となつたが、これは「泉式部本以齋宮事最先書」と言へる本と共に、小式部内侍筆本を意味するに相違ない。小式部内侍筆本は、大外記中原師安より顯輔に傳へられ、大島本奥書「古今集註」六條家の祕本となつたも



のであつて、清輔がこれを以て家の證本としたのは、極めて自然の事と言はねばならぬ。この本が顯輔に譲渡されたのは何時頃か明瞭でないが、少くとも没年久壽二年以後であつてはならない。然しここに一つの疑點がある。それは清輔本古今集に引抄された伊勢物語の本文が、決して相傳の家本たる小式部内侍本の本文でないといふ事實である。

今日小式部内侍筆本の全貌を窺知することは、原本又はその忠實なる轉寫本の發見されない限り不可能であるが、若し大島本奥書の記載事項を假りに容認し、その卷末附載の數段を、小式部内侍筆本の斷片とするならば、小式部内侍筆本系統の本たるや否やを識別する條件として、

- 一、「君やこしの歌を以て始まり、わするなよの歌で終ること。
- 二、大島本に於て小式部内侍筆本にありとして附加した各段を具備し、しかもその語句が略一致すること。

以上の二項を認めることが出来る。

右の二條件によつて、前田侯爵家藏清輔本古今集を検するとき、第一の條件の適

否は之を知る由もないが、

いざゝくらわれもちりなんいとさかりありなば人にうきめみえなん

はるのいろのいたりいたらぬさとはあらしさけるさかざるはなのみゆらん

さよふけてなけばたけゆくひさかたの月吹かへせ秋の山風

こゝろおぞわりなきものとおもひぬるものからやこひしかるべき

等の歌に對して、在伊勢物語「伊勢語」などと、出所を註記してゐないことは、清輔の引用せる伊勢物語が、此等の歌を含まなかつた爲と解釋される。然るに此等の歌は、小式部内侍筆本には存するのであるから、清輔本古今集に引抄された伊勢物語は、小式部内侍筆本以外の本でなければならぬといふ結論に導かれる譯である。而してこの事實は、清輔が袋草紙に謂ふ所の泉式部本、即ち小式部内侍筆本の外に、少くとも今一種別の伊勢物語を所持してゐたことを語るものである。

## 第二 顯昭の研究

古今集註袖中抄、若しくは大島本伊勢物語中の記事より推測すれば、顯昭は幾多



の勢語異本を見たものらしい。しかもそれ等の大部分は、現在我々の見る事の不可能な、又それに近い散佚本である。今古今集註中の記事一二を抄出すれば、

又伊勢物語ノ中ニハ、事外ニ歌次第モカハリ、廣略ハベル中ニ、普通本トオボシキニハ、左近ノムマバノヒヲリノ日トカキテ、中將ナリケルヲトコトカケリ。普通ニタガヒタル本ニハ、右近ノ馬場ノテツガヒノヒトカキテ、中將ナリケル人トカケリ。

また、

但普通伊勢物語ニハ、古今ノマ、ノ贈答也。普通ナラヌ本ニハ、此歌ノ返歌ヲ、女ノカヘシトテ、ミモミスモタレトシリテカコヒラル、オボツカナミノケフノナガメヤ。マタ、オトコ返シ、シルシラヌナニカアヤナクワキテイハムオモヒノミコソシルベナリケレ。

また、

又コノ齋宮ノコトヲムネトカクユヘニ、伊勢物語トナヅクルコトハ、大外記師安ガ顯輔卿之許ニ來テ申侍シ此定也。其上伊勢物語一本モテ來テ侍キ。小

式部内侍ガ書寫也。普通ノ本ニハ、春日野ノ若紫ノ摺衣トイフ歌ヲコソハジメニハカキハベルニ、此ハ證本ニテ、此君ヤコシ我ヤユキケムノ歌ヲハジメニカケル、伊勢物語トナヅクルユヘトゾ申侍シ。

右の記事は重要なものとして注意すべきである。

次に顯昭は、多くの勢語異本を如何に分類したか、又その分類の規準を奈邊に求めたかについて考へて見る。恐らく彼は、語句の異同、歌の出入、歌の順序などを標準として分類したと想像されるが、若し大島本伊勢物語に於ける左の記事を、顯昭の所記と假定するならば、この事情は一層明瞭にされるであらう。即ち、

顯輔卿本にて所書寫也。件本は大外記師安本也。小式部内侍自筆之由所注也。雖然不審事、件本ニ令書付也。和歌二百五首。其後以或證本令比較テ、又一本校了。件兩本次第無相違、三宮御本云々。依付其等也。自此下物語ハ、他本令有事等を遺書入也。皇太后宮越後本云々。

また、

私云、此物語諸本不同、員數不定、次第相違、其中特違兩本也。



一様は、初春日野若紫歌終昨日今日とはおもはざりしを云々。奥書朱雀院本と注は大様此本也。

一様は、初君やこしの歌終に忘なよほどは雲居にの歌也。此本は小式部内侍自筆之由、大外記師安語侍し本也。伊勢物語號依齋宮事初舉、その歌尤可然云々。但不可然歟。又件本は世不普歟。可祕藏云々。

これより推せば、顯昭は主として歌數、従つてそれと不離の關係を有する章段の數、歌及び章段の順位、奥書等の相違を以て、諸本分類の主要な規準としたものと解釋すべきであらう。

次に顯昭は、本文に於ける語句の異同についても注意した。即ち古今集註に、伊勢物語云、ムカシミカド住吉ニ行幸シタマヒシニ、ワレミテモヒサシクナリヌ云々。カノ神ケイシタマヒテ、ムツマジトキミハシラジナミヅガキノヒサシキヨヨリイハヒソメテキ。又或本云、コノコトヲキ、テ、在原業平住吉ニマイリタリケルツイデニヨミケル。スミヨシノキシノヒメマツ人ナラバイクヨカヘシトトハマシモノヲトヨメルニ、ヲキナノナリアシキイデキテ、メデテ

カヘシス。コロモダニフタツアリセバアカハダノヤマニヒトツハカサマシモノヲトヨミテキエウセニケリ。イマオモヘバ、御神ニナムオハシマシケル。或本ニハ、昔太上天皇住吉ニ行幸シ給ヒシニトカケリ。或本ニハ、ムカシ奈良ノミカドトカケリ。或本ニハ、ミカドトカキタルニ平城天皇勘付タリ。

以上によつて、顯昭の勢語異本に對する考察は、相當廣く且深いものを持ち、その豊富なる資料の分類の規準に於ても、かなり嚴密な考慮が拂はれてゐたと推測される。然しこれ等は何れも斷片的な記載に過ぎず、未だ體系ある伊勢物語諸本の系統的研究となすを得ないものである。しかのみならず、記録の上に部分的に散見する異本の如きは、今日に於ては到底その全貌を窺知し得ざる本のみであるが故に、従つて顯昭の勢語系統論も、これ以上詳細な事を窺ふを得ないと言はねばならない。

## 第二項 和歌知顯集の所説

伊勢物語知顯抄は、普通、知顯抄の名を以て呼ばれてゐるが、これまで見るを得た



諸本、例へば三條西伯爵家所藏本、宮内省圖書寮所藏本、北野神社所藏本等は、それぞれ系統を異にする。雖、少くとも書名だけは符節を合すが如く、何れも和歌知顯集とある。

勢語諸本の中に、朱雀院本と小式部内侍本との對立的な二大系統を認める説は、この和歌知顯集に於ては、初冠の本と、狩の使の本との二元説としてあらはれ、その兩本の關係は、清書本と中書本として説明されてゐる。即ち集に、

とふ。そもく、一さいの物がたりさうし、りやうほんと申は、はた物は一にて、うたなどせうく、かはり、またことばとところどころかはる事こそあれ。これはまづはた物よりして、かりのつかひほんとして、なりひらいせへくだりけるはじめにかきて、うた三しゆこれあるもはんべる。またうるかぶりのほんとして、ならのきやうへまいりしをはじめにかきて、うたのかす二百しゆ、これかきたるもはんべり。さればいかなるゆへぞや。よくく、ふしんなり。こたふ。そのことなり。たとへば、いせがまづくはんべい三ねんに此物がたりをとりだしてければ、ときのみかどのこれをさらにいせがつくりたる物

ぞとおぼしめして、ぎよかんあつて、でんじやうにてさばくり御ほんうつしとゞめけり。さてよの中のもてなしぐさになりければ、よじんもみなく、かきうつしてとりけるほどに、おなじく四ねん五月になり、ひらのはてのわざのとしにあたりて、そのとぶらひをしけると、ある物のそこよりこのうるかぶりのほんをみだし、これぞまことのせいしよなりけるとおもひて、すなはちさきのごとわがことをかきいれたるところをば、かきかへてよにひろうしけるとき、さきにとりいだしたるかりのほんを、ちうしよなりとて、はじめうつしとりたる人く、に、みながらこいとりて、やきてすてけれども、みづからおしみて、いださゞりける人のもとにのこりとゞまりて、かりのほんとはいはるゝなり。されば、これはちうしよのほんとして、いゑにはさばくるゝとなし。うるかぶりのほんをもてあつかいつたふるところなり。

とある記事がこれである。

知顯集の作者は、果して狩の使の本と、初冠の本との相違を、事實に徴して記載したか、或は單なる所傳に基いて記載したか、疑問としなければならぬ。しかし、概



括的に言へば、歌數章段の順位語句の相違等を、分類の規準としてゐたと解して差支ないであらう。

架藏伊勢物語鈔と外題ある一本は奥に、本云文明十年初秋十一日、於駿州城南之八幡宮神龍庵、遂一校畢」と書した古註であるが、大體和歌和顯集と認めることが出来る。それには次の如く記してゐる。

一、業平は陽成天皇の御宇、元慶四年に逝者といへども、多は死後の事書入たり。中にも、芹河の行幸の鷹狩の事あり。彼行平は、仁和二年十二月十四日寅一點の行幸也。仁明第三の御子、光孝の御ゆき也。業平死の年よりして七年後の事也。大かた業平の筆ぞといわん事前後おちあはず。雖然この物語は、貞觀七年業平長岡の籠居の時書始て、元慶三年に書立て、時の妻女伊勢に語云、我今年は心よはき年にあひあたりたり。身まかる事あらば、かゝる物語あり。程へて後、我作としらせずして、人の書ける様にて、世にあまねくひろめ給へ。おほやうは見給し事也。其をせんじて書改たる也と云けれども、伊勢は誠とも思はず、荒増の様と思程に、あくる五月に業平失にけり。限なくなげきつゝ、な

き跡のみわざなどいとなみつゝ、過程に、此人は七條后につかうまつりければ、亭子院おぼしめして更衣になりにけり。世のいとまなくて、程へてふる人の云をきし事のありし物を、まことにやと思て、ふるき箱の中を求に、伊勢物語と書たる物あり。今のかりの使と云物也。されば是なると思て、取いださんとするに、多く此物語に伊勢が事を入たり。あやしく男女のあひ思ひたる事のみ書ければ、時しもあれ、御門の御めぐみふかゝりければ、まばゆくびんあしく覺えて取いでざるを、又打返案するに、さはる大事して書集つゝ、云おきし事むなしからん、ほいなかりぬべければ、其中に我事書たる所をば拔出して、其に似たる物語を書替へして、をのれが事をば一も入らずして、寛平三年に世にふるす。作者誰となきやうにて、取出したりけるを、伊勢が筆にてありければ、やがて伊勢が筆とおぼしめして、御門御もてなしありて、殿上にて御覽ありしかば、世こそつてもてなして、多く書取てけり。かゝる程に、あくる四年五月にもなりければ、伊勢昔の人の事わすれざりしかば、十年あまりのみわざのはてせんとて、忍て里に出にけり。業平の書置たりしふるきほうぐども取集て、願



文の紙にせんとしける次に、ある物の底に伊勢物語と書たる物あり。あやしめてみれば、今のうゐかぶりの本也。殊ひきつくろひて書たり。是こそ清書の物よ、ありしは中書の本なりけりとて、是を又さきのごとくあらためて、世にふるしつ。さきの本をば、書たる人毎に取て焼すてけれども、惜ていださざりし本の残て、かりの使の本とはわかれたる也。されば家々の本と申は、皆このうゐかぶりの本にさだまる者也。

### 第三項 伊勢物語抄の所説

架藏の外題なき伊勢物語の註釋書は、徳川初期のものと推定されるが、巻頭に左の如き記事を掲げてゐる。即ち、

此物語事

高二位成忠卿本 始起春日野若紫歌、終迄で昨日今日之云々 朱雀院塗籠本是也。

業平朝臣自筆本 始起名のみ立歌、終迄で昨日今日云々 自本是也。

小式部内侍本 始起君やこし歌、終迄で程雲井歌 小本是なり。

宮内省圖書寮所藏の伊勢物語と外題ある聞書、伊勢物語大鏡裏書と記した本、及び伊勢物語抄と題する一本は、いづれもこの説と同様な説を傳へてゐる。この記事が、建仁二年頃に於ける勢語諸本の代表的な三系統を示すものとして認められて差支ないことは、大島本に見える顯昭の所記より推して主張され得るであらう。しからばかくの如く、高二位成忠卿本、業平朝臣自筆本、小式部内侍本の三系統を分類する規準は如何。今この書に於て表面に示されてゐるものは、巻頭及び巻末に見ゆる歌の相違である。歌の相違といふことは、歌詞の相違を意味するよりも、むしろより多く物語中に於ける歌の順序の相違を意味する。而してこれは直ちに章段の配列の相違を意味する場合が多い。従つて分類の規準として、巻頭、巻末の歌の相違を採用したといふことは、章段の順位といふものに、分類標準の視點を置いたと解釋して不都合ではない。そしてそれ以上の新しい規準は、これだけの記事よりしては、にはかに窮ひ知ることが出來ない。



## 第四項 七本差別の説

伊勢物語にもと七種の異本が存在し、これを七部の流と稱したとする説は、室町時代からかなり廣く行はれて來たらしい。かく推定する故は、現存諸註にして、室町期に成立したるものの中に、この説を記入したものを、數多發見し得るからである。就中、冷泉流の註釋書には多いのであるが、これと對立的關係に置かれた二條流のそれにも亦少くない。然しこれ等の諸註に見える説は、何れも諸本を親しく目撃し、又は比較研究し、分類した上でたてられたものとは思はれず、單なる古來の所傳をそのまま踏襲したものと推測される。今繁を厭はず、これ等の所説を列擧して吟味して見たいと思ふ。

先づ宮内省圖書寮藏の伊勢物語抄(今川了俊談義に、正徹冷泉持爲等の説を交へた、る古抄)に曰く、

抑此物語に七本の差別有。

一には業平自筆の本、二には具平親王の本、三には安倍の師安の本、四には賀茂

の内侍の本、五には高二位の尼の本、六には伊勢中書の本、七には長能がかりの使の本也。

一に業平自筆の本は外題をかゝず。二に具平親王の本には裏書を面に書加たり。普通の本より歌多く、物語多し。三に安倍師安の本はつゝ、井筒の物語を始にかけり。四に賀茂の内侍の本は齋宮下向之段無之。或本に云、賀茂の内侍の本は師安の本にいく程のかはりめなし。此は焼失の本也。焼残りたるに少々物を入たるなり。奥は芹河の行幸にて終たる也。五に高二位の尼の本は、彼尼は業平四代の孫、民部卿これすみの娘也。是は、家の本は焼失したりけるを、後に暗に覺る所計をかき集たる間、歌も少く物語も少し。或本に云、高二位の尼は、業平が自筆の本にすこし私の歌物語を入たり。六に伊勢が中がきの本とは、業平伊勢を妻としたりし時、伊勢物語の草案をして置たりしを、業平滅後に、宇多院より召されければ、奉之を、我事を書たる事にあまた有しをかたはらいたがりて、萬葉の歌をぬきかへて、十七段のかへ物とす。七に長能がかりの使の本とは、伊勢齋宮の段を始に書き。是は名字に付て、伊勢齋宮の



事を始に書たりと云々。又業平自筆の本は、伊勢が中がきの本より後に、業平此物語を作り、二男滋春に相傳す。定家相傳流なり。伊勢が本は家隆相傳流也。具平親王の本は今六佔家々に所傳也。狩使の本は、すぎく院の御時、長能道濟を召て、伊勢物語をせんぎんして、註、髓腦共余段の具書を作り、大明神の御作の三卷の書を加て、ぬりごめに納給ふ。仍うゐ冠の本を塗籠の本と名付。此時長能道濟此本を世にひろめんが爲にぬすみ出して、物語の段を□り、體をかへて、かりの使の段を始に書、狩使の本と名付て我家のたからとする也。或本に云、今此業平自筆の本、定家の本となる如何。答て云、業平息男滋春に三君阿古根浦の口傳をくわへて、伊勢物語を傳ふ。其より以來、業平孫右大辨元清が時に至て、すぎく院より業平伊勢物語をめす。二卷の書を加て、御門に奉る。此時長能道濟を召て、上に云所の具書を加て、文庫の塗籠に被納て、此時に自筆の本御ひざうたる間、七本の差別出來る也。此は自筆の本御ひざうたるに依て、體をかへて、余の六卷の差別出來る也。其内に今の六本は、うゐかうぶりの本たりといへ共、自筆の本斗塗籠の本となれり。さて、堀河院の御時に至て、二條

中納言としたゞに彼塗籠を預け給ふ。是は長家より俊忠に至まで、三代の君の御侍讀たる故也。雖然二卷のひざうの書、俊忠不給之。爰に業平七代の孫、小山の三位たかはし見國、業平の家を傳たり。俊忠此三卷の書を相傳せんが爲に、見國を養子として、姓を改て藤原とす。すぎく院の時の書せきをゆづる。此時見國兩卷を俊忠に傳ふ。見國無子故に、其家たへて、定家の家の物となれり。

次に宮内省圖書寮藏の伊勢物語聞書(内容は宵聞抄)に曰く、

一ニハ業平自書本、二ニハ具平親王本、三ニハ安倍師安本、四ニハ賀茂内侍本、五ニハ高二位尼本、六ニハ伊勢中書本、七ニハ長能ガ狩使本。  
業平自筆ノ本ニハ外題ヲカ、ズ。具平親王ノ本ニハ裏書ヲ面ニ書加タリ。  
普通本ヨリ歌多、物語多。安倍師安ガ本ニハ、ツ、井筒ノ事ヲ物語ノ初ニ書。  
賀茂内侍ノ本ニハ、齋宮下向段々師安本ニ幾クノカハリナシ。焼失ノ本也。  
焼残リタルニ少々物ヲ(此間缺損)ルナリ。奥芹川行幸ニテ絶タル也。

次に宮内省圖書寮藏の伊勢物語塗籠抄に曰く、



抑此物語とは七本有。

一ニハ業平自筆之本、二ニハ具平親王之本、三ニハ安倍師安之本、四ニハ賀茂内侍之本、五ニハ高二位尼之本、六ニハ伊勢ガ中書之本、七ニハ長能狩使之本。依之物語多少あり。具平親王之本は、普通より歌多く、物語も多し。安倍師安が本にいくほどの替りめはなけれ共、阿漕が浦の歌を入たるばかり也。賀茂内侍之本は、師安が本と別に替めなし。是は焼失せり。焼残りたるに少々歌物語を書くわへたるばかり也。高二位尼は、業平より四代之末流、高階成章が娘也。是も又業平自筆の本に、少々私の歌物語を入たり。長能之本は、伊勢齋宮をはじめにかけり。是は朱雀院之御時、此物語を御秘藏まし、て、長能道濟等に仰付て、注、髓脳をつくらせて、右之本はぬりごめに納め給へり。因茲塗籠之抄といふ也。其後、長能、此本は御門御秘藏ましますによつて、躰を替て、狩使之本と名付て、我家の寶とせり。

また阿波文庫所藏の闕疑抄初冠に曰く、  
冷泉流の伊勢物語注といふに書。

抑此物語とは七本あり。一には業平自筆本、二には具平親王の本、三には安倍師安の本、四には賀茂内侍の本、五には高二位の尼の本、六には伊勢ガ中書の本、七には長能狩使本也。此によりて物語多少あり。具平親王の本は、普通のより歌多く、物語多し。安倍師安が本にいくほどのかはりめはなけれども、あこぎが浦の歌を入たる也。賀茂の内侍本は、師安が本にいくほどのかはりめなし。此は焼失の本也。焼残りたるに少々ものを入たる也。高二位の尼は、業平四代の末高階成章がむすめ也。此も業平が自筆の本に少々私の歌ものがたりを入たり。長能が狩使の本は、伊勢齋宮をはじめにかけり。此は朱雀院の御時、此物語を秘藏して、長能道濟等に仰付て、注、髓脳をつくらせてぬりごめにおさめ給へり。仍塗籠の本と云。其時長能、此本を御秘藏によりて、體をかへてかきの使の本と名付て、我家の寶とせり。

次に無窮會神習文庫藏の伊勢物語新考に曰く、

あるふみにこのものがたりのことをしるせるに、家々につたはりたるが七本ありとするせり。一には業平自筆の本、二には具平親王の本、三には安倍師安



本、四には加茂の内侍が本、五には高三位尼の本、六には伊勢が本、七には長能狩の使の本也。是等にものがたり多少のたがひあり。具平親王の本は、普通よりはうた多く、物語おほし。安倍師安本は、幾ほどのかはりめあらざれども、あこぎが浦のうたを入たり。加茂の内侍の本は、師安が本にかはりめなし。是は焼失の本なり。やけのこりたるに少しものを入たるなりけり。高三位尼は、業平四代の末高階成章がむすめなり。是も業平が自筆の本に、すこしわたくしのうたものがたりをくはへたるなり。長能が狩の使の本は、伊勢齋宮をはじめにいだせり。是朱雀院の御時、このものがたりを祕藏しまして、長能道濟等におふせて、註の髓腦をつくらさしめ、ぬりごめにをさめましまして、によりて、塗籠本といふ也。其時、長能、この本を御祕藏にしまし、により、體をかへて狩の使の本と名づけて、我家の寶とせりとするせり。

次に宮内省圖書寮藏の伊勢物語注見聞書上巻抄に曰く、  
此物語有七本差別。

一、業平自筆本、二、伊勢中書本、三、具平親王本、四、高内侍本、五、安倍師安本、六、賀茂内

侍本、七、長能狩使本等也。

一、中書本ト云ハ、業平ガ本ノ内ニ伊勢ニアウタル〔ア〕マタ有ヲ、十二段ヲヌキカエテ萬葉ノ歌ヲ入タリ。

一、具平親王ノ本ト云ハ、物語ノ歌數普通本ヨリスクナシ。

一、高内侍本ハ、裏書ヲ物語ニ書ソエタルナリ。

一、師安本ハ、次第ヲ調テ、ツ、井ヅ、ノ歌ヲ始ニカケリ。

一、賀茂内侍本ハ、西國下向ノ段ニ普通ニナキ歌四首有テ、伊勢トアウ段ナシ。

一、狩使本ハ齋宮ノ物語ヲ初ニカケリ。

雖有異本、皆是業平自筆ノニ如此加取捨。今此家ノ本ハ中將自筆ノ品也。

中將子孫、見國三位相承シタリシヲ、定家先祖、俊忠中納言ニ傳。故ニ此ノ家ノ本トナリ。朱雀院ノ御時、大貳長能右衛門佐道濟ニ勅テ、注髓腦目錄ヲ造テ塗籠ニ納。故ニヌリゴメノ本ト云。其後ニ後鳥羽院ノ御時、此書ヲ定家卿預置。又源大納言卿ノ住吉ニ籠テ、七日祈タリシニ、明神老人ニ現テ問答シ給エル神頭風傳、即此家ニ傳タリ。サレバ自筆本塗籠ノ本也。長能ノ記



云、云ル遺筆加一打愚案ヲト滋春イエルト書ハ、自筆本ヲカキハテズシテ、中將元慶四年五月廿八日夜半、東山ニシテ逝去シヌ。干時息男滋春少將、セリ河行幸ヨリヲクハ書續見リ。

次に前田侯爵家藏傳明融筆本伊勢物語に曰く、

本之差別之事。一ニハ中將自筆ノ本、是ハ芹河ノ行幸ヨリ奥ヲ二男滋春書續也。二ニハ伊勢ガ中書本、是ハ業平死去シテ後、彼中書ヲ清書シテ宇多院ニ奉ル也。三ニハ具平親王ノ本、裏書ヲ物語ニシタル本也。四ニハ安倍師安本、是ハ物語ノ數常ノ本ヨリ少シ。五ニハ高階二位ノ尼ノ本、中將七代之孫、是ハ物語ノ數次第ヲ調タリ。六ニハ賀茂内侍本、是普通ノ本ヨリモ物語數多シ。七ニハ長能狩使本、是ハ齋宮下向之段ヲ始トシテ書也。七本不同如是。皆自筆ヨリ出也。然リトイヘ共、中將ノ伊勢ニ書テ與ヘタルヲ、後ニ伊勢ガ清書シテ世ニヒロムル本ヲ家ノ正本トス。是今ノ相傳本也。

次に内閣文庫本惟清抄に曰く、  
本之差別ノ事。

- 一、中將自筆本、是ハ芹河行幸ヨリ奥二男滋春書續之。
- 二、伊勢中書本、是ハ業平死後、彼中書ヲ清書シテ奉宇多院。
- 三、具平親王本、是ハ裏書物語ニシタル本也。
- 四、安倍ノ師安本、是物語ノ數常ノ本ヨリ少シ。
- 五、高階二位ノ尼ノ本、(中將七代ノ子孫也)是物語ノ次第ヲ調タリ。
- 六、賀茂内侍本、是普通本ヨリ物語數多シ。
- 七、長能狩ノ使本、是齋宮下向段始トシテ書タリ。
- 七本不同如此。皆之自筆ノ本ヨリ出ナリ。

次に宮内省圖書寮藏の伊勢物語(内容は闕疑抄)に曰く、  
伊勢物語本之差別事。

- 一、中將自筆本、是者芹河之行幸段ヨリ奥ヲ二男滋春書續之。
- 二、伊勢中書本、是者業平死去後、彼中書ヲ清書シテ宇多……。
- 三、具平親王本、是者裏書ヲ物語ニシタル本也。
- 四、安倍師安本、是ハ物語數常ノ本ヨリモ少也。



五、高階二位尼本(中將七世之孫)是ハ物語數ノ次第ヲ調タリ。

六、賀茂内侍本、是ハ普通之本ヨリモ物語數多也。

七、長能狩使本、是ハ齋宮下向之段ヲ始ニシテ書也。

七本之不同如此。皆中將自筆本ヨリ出也。

次に宮内省圖書寮藏の伊勢物語抄(惟清抄)に諸抄を加へたるもの、内題に惟清抄同宵間注抄(巴紹の注とあり)に曰く、

七本之差別。

一、業平自筆本、是芹河之行幸ヨリ奥ヲ二男滋春書續之。

二、初冠之本、中書也。寛平法皇宇多院ニ奉ル。業平死去後、中書ヲ清書。

三、具平親王之塗籠之本。

四、安倍清行ガ本、普通之本ヨリ物語之數多シ。

五、高階二位ノ尼本、高階二位、中將ヨリ七代孫、是ハ物語之次第ヲ調タル本也。

六、賀茂内侍之(本)是ハ普通之本ヨリ物語之數多シ。

七、狩使之本、長能本也。齋宮下向ノ段ヲ初ニ置。

次に架藏延徳二年の書寫に係る伊勢物語聞書に曰く、

一、伊勢物語書定家卿一流秘本。此物語ニ七本ノ差別アリ。一、業平自筆之本、

一、伊勢中書之本、一、具平親王之本、一、高階二位尼之本、一、賀茂内侍之本、一、安倍師

安之本、一、長能狩使之本也。

業平自筆ノ本ハ外題ヲ不書。具平親王本ハ、村上天皇ノ皇子、後中書王ト申。

此本ハ裏書ヲ面ニ書テ加タナリ。高階二位尼、是ハ業平四代孫、民部卿惟紀ノ娘也。家ノ本ヲ燒ウシナヒタリケルヲ、後空ニ覺ヘタル所斗ヲ書集タル程ニ、

歌モ少シ、詞モナシ。賀茂ノ内侍ノ本ハ齋宮下向段ナシ。安倍師安ガ本ニハ、

ツ、イヅノ物語ヲ初ニ書。長能狩使本ニハ、齋宮ノ段ヲ始ニ書ク。是ハ名字

伊勢齋宮ノ事ニ付テ始ニ書ク。伊勢ガ中書本ニハ、業平伊勢ヲ妻タリシ時、此

物語ノ草案ヲシヲキタリシヲ、業平死後、伊勢宇多院ヘメサレケレバ、我事書タ

ル段アマタアリシヲ、萬葉ノ歌ヲヌキカヘ、七段取カヘタリ。業平自筆本ハ、伊

勢中書ヨリ後ニ、業平此物語ヲ作テ、二男滋春ニ相傳ス。今當流此本也。伊勢

ガ本ハ家隆相傳ノ流本也。具平親王ノ本ニハ六條家所傳本也。狩使之本ハ、



朱雀院之御時、長能道濟ヲ召テ、此物語ヲ撰勒シ、髓腦ヲカウ廿餘段ノ具書ヲ作、大明神ノ御作ノ段ヲ後ニ加テ、塗籠ニ納給フ。仍ウイカウブリノ本、ヌリゴメノ本トモ名付タリ。此時長能道濟等此本ヲ世にヒロメンタメニ、御本ヲ盜ミ出シ、物語ノ段ヲ亂シ、狩ノ使ノ段ヲ始ニ書ケリ。

一、問、今此業平自筆ノ本、定家ノ本トナル事如何。答、業平、滋春ニ三ノ口傳、阿古根ノ浦ノ口傳ヲ加テ、此物語傳。其ヨリ以來、孫右大辨元清ガ時ニ至テ、朱雀院、此物語ヲメス。上ニ云所ノ具書ヲ加テ、小車ノ塗籠ニ納ラル。此時自筆ノ本タルハ御祕藏ノ間、七本差別出來タリ。自筆御祕藏ノ間、余ノ六本差別カヘタリ。然而堀河院ノ御時ニ至テ、二條中納言俊忠ニ彼ヌリゴメヲアヅケ給フ。

大納言長家ヨリ俊忠ニ至マデ三代ノ君ノ御師タル故也。雖然二卷祕書、俊忠ニ給ラズ。爰ニ業平七代ノ孫、小山三位高階之見國、業平ノ家ヲ傳タリ。俊忠此卷ヲ相傳センガ爲ニ見國ヲ養子ニス。然レバ姓ヲ改テ藤原トス。朱雀院時ノ書籍ヲ讓。此時ヨリ定家ノ物トナレルトナリ。

次に架藏慶長七年書寫の伊勢物語聞書に曰く、

此物語ニ七本ノ差別有。伊勢ガ本、初冠ノ本、具平親王本、小倉ノ親王共申、村上ノ御子也、中書王トモ申、裏書ヲ面ニ書。高橋ノ二位ノ尼ノ本、ソラニ覺テカク。歌モ不足也。賀茂ノ内侍ノ本、齋宮ノ段無。安倍師安ノ本、筒井ノ段初ニ書。長能本ハ狩ノ使ノ段ヲ初ニ書。具平ノ本ハ六條ノ家ニ傳フ。長能本ハ、朱雀院ヘ長能ト道濟ヲ召テ、勅撰ノ本也。中將ノ本ヲ定家ノ本ト號事ハ、滋春ニ三口傳、阿古根ヲ傳ウ故也。業平孫、左ノ大辨元清、爰中將ノ七代ノ孫、小山三位高階ノ見國家ヲ相傳ス。俊忠相傳ノ時、姓ヲ顯テ高階ノ藤原トス。朱雀院ノ書籍皆讓、問定家ノ物語共云也。

次に架藏伊勢物語聞書(宗祇聞書)に曰く、

抑伊勢物語就題號家々之義ヲ立侍リ。先第一ニ具平親王ノ一本、第二ニ安倍ノ師安ガ本、第三ニ高階二位ノ尼ノ本、第四ニ中將ノ自書狩ノ使ノ一本ト云ヘリ。第五ニ伊勢ガ中書ノ本、第六ニ賀茂ノ齋院ノ本、第七ニ東宮ノ御本、大納言經信ノ家ノ沙汰也。濱荻ノ本共云ヘリ。此外ニ何者ノ仕事共不知、様々ノ義ヲ立侍リ。何ノ議ヲモ用ベカラス。當家定家卿ノ筆ニ任スル所也。



次に架藏伊語首抄に曰く、

一、物語ニ七本之沙汰之事。第一具平親王本、第二安倍師安、第三高階二位尼、第四中將自書、狩ノ使ノ本ト云、第五伊勢中書、第六齋院、第七東宮大納言御本、以七本也。

次に大津有一氏藏いせ物がたり當流聞書(二條流の註)に曰く、

伊勢物語七本のしやべつあり。是を七部の流といふ。

一になりひら自筆のほん、これは外題をかゝす、むらさき式部につたゆる本也。  
二にはいせがなか書のほん、是はわがうたの所にまんようしうのうたをとりかへ、十七だんにかきかえて、しゆじやくゐんに奉る本也。いゑたかの卿に傳り。此物語をいせがつくりて七でうのちうぐうに奉る。七でうのちうぐうはうだの御門のきさき也。いせは此后のつかひ人、七でうより出給ふによつて七條の後といふ。  
三にはくはいしんわうのほん、これは七でうの宮と申。まなにかゝせ給ふといふ。もとしゆんせいに傳るほん。またなりひらのうらがきをおもてに

かきそゑたるほんなり。

四にはかうしんいのおまのほん、これはなりひら四代のまご、みんぶ卿たかしなのこれすみがむすめ、をひこのないしといふ。いゑのほんを、火事の時うしなひて、そらにかゝれしなり。少々ちがひたる所あり。うたの数もすくなし。これも紫しきぶに傳るほん。

五にはかものないしのほん、これはしゆじやくゐんの御むすめにて、かものさいゐんに立給ひし人也。此本には齋宮くだりのだんなし。さいぐうとさいゐんは、神きのみやつかひの人たるに、なりひらさいぐうをしのび給ふこと、世にためしなきことなるによつて、さいぐうくだりをかゝす。

六にはあべのもろやすのほん、これは四人におほせつけられて、いせ物語をかきとゝのへさせ給ふ時、此人つかさどりどころ、大うちきなかはらのもろやすともあり。これはつゝ井づゝのうたいちのだんにかく。

七には藤原はながたうがほん、これははながたうと、源のだうさいと二人仰付られて集たる本也。さいぐうくだりのたひらうらがき、しげはるのちうども



をわがかきぬきて、すいなふといふものをつくりて、そゑて奉る。またくちにかみかせやいせのはまおぎといふうたあり。此ほんをぬりごめのまにおさめらるゝによつて、ぬりごめのほんと申。以上七ほん也。

但七ほんのうち、うるかぶりのほんは、ていかの卿のかつゝ、つくりそゑられたる所おほきによつて、これを當流に用る。

以上列記した諸説は、伊勢物語七本の差別に關する説の代表的なものである。今これ等の所謂七本なるものについて、簡単な解説を試みよう。

先づ業平自筆本と稱せられる伊勢物語が、平安朝の末期まで存在したであらうことは、範兼の和歌童蒙抄に、

業平ガ、テヅカラカミヤガミニカケル伊勢物語ノ、朱雀院ノヌリゴメニアリケルニハ、只、右近ノ馬場ノ日、ムカヒニタテリケル女ノカホ、シタスダレヨリホノカニミエケレバ、トゾカケリケル。

とあり、顯昭の古今集註に、

又業平ガ、テヅカラカミヤガミニカケル伊勢物語ノ、朱雀院ノヌリゴメニアリ

ケルニハ、タダ、右近ノ馬場ノ日、ムカヒニタテリケル女ノカホ、シタスダレヨリホノカニミエケレバ、トゾカケル。

とあり、更に大島本伊勢物語に、

業平自筆に、かやがみにかきたる本、朱雀院のぬりごめにありける伊勢物語にも、てつがひの日とぞありけるに、古今にはひをりの日とあるいかゞ。

とあり、その他大島本に轉載せる或本奥書及び神宮文庫本の卷末にも、業平のみづからの手してかきたる本とあるから、業平自筆本の存在したといふ説は大體に於て是認されよう。但しここに言ふ業平自筆本が果して童蒙抄に引き、大島本に言及し、又は伊勢物語抄に擧ぐる所の本、即ち名のみ立つの歌で始まる本と全然同一であるか否かは不明である。

次に具平親王本と稱する本について見るに、この本の存在も亦肯定される資料がないではない。即ち最明寺藏傳時頼筆本の奥に朱筆を以て「具平相傳本」と書かれて居り、眞名本伊勢物語に六條宮御撰と記したものの存することである。これ等の記載は、たとひ時頼本が直ちに具平親王より相傳せる本の系統と斷定され得



ないにしても、又現存の眞名本が果して平安朝の中期に於て成立したか否か疑問であるにしても、とにかく全然具平親王本と稱する本の存在せし事實なくして、虚構された説とは考へられないのである。

次に安倍師安本について見よう。安倍師安とは、顯昭が古今集註にいふ所の大外記中原師安であるらしい。師安は小式部内侍筆本を所持し、それを顯輔に譲渡した人である。彼が小式部内侍筆本以外に、つゝ、あづつゝの歌を最初に出した本を有してゐたか否か、確證は別に存しない。又別にこれを安倍清行本の名をもつてあげてゐる註釋書もある。若し清行ならば、大納言正三位安仁男昌泰三年七十六歳で歿した人であるから、古今集以前のことである。

次に賀茂内侍本について見るに、賀茂内侍なる人物は、いせ物がたり當流聞書に、「朱雀院の御むすめにて賀茂の齋院に立給ひし人也」とあるが、その眞偽もとより不明である。伊勢物語聞書には、賀茂の齋院の本とあれば、内侍の本といひ齋院の本といふも、結局同一の本かと思はれるが、これと神宮文庫本の奥書に見える「みあれの内侍の書きたる本」といふものと如何なる關係があるか、又みあれの内侍とは、本

院の侍従と共にその艶名をうたはれた御形宣旨と同人であらうか。これ等は將來の研究に俟つべき未解決の問題である。

次に高二位尼本について見るに、平安朝の末に、高二位成忠本が重要な一傳本であつたことは、今更説くまでもない。現在朱雀院塗籠本と稱するものは、この高二位本に外ならない。尤もこの高二位尼なる人が何人であるかについては、古來の説區々として、そのいづれが眞なるかを決し難い。これについては、大津有一氏が、岩波講座に批判論及せられたが、とにかく高階家に相傳の伊勢物語のあつたことだけは信用して差支ないと思ふ。

次に伊勢中書本であるが、この本の存在したといふ確證は一つも見當らない。ただ定家の流布本奥書や、顯昭の古今集註等によれば、その當時、伊勢物語を伊勢の筆作とする説が行はれてゐたのであるから、或は伊勢筆と稱する系統の本も傳はつてゐたのかも知れない。

最後に長能本の存否に關しては、前にあげた七本差別の説以外に、之を肯定すべき資料も、また否定すべき證據も、何等發見されない。然るに架藏伊勢物語聞書は、



この本の名をあげざる代りに、「春宮の御本」なる本の名を挙げ、かつその本が一名「濱萩の本」ともよばれる由を断つてゐるが、濱萩の本とは「神風やいせのはまをぎをりふせてたびねやすらむあらしはまべに」の歌を有してゐたためであらうか。然らばこの本と、「右神風や云々」の歌を含んでゐた小式部内侍本とは、同一系統の本であつたとすべきであらうか。此等については、將來の研究に俟つべきである。

要するに前掲諸註に擧げる七本の説なるものは、殆ど總て單に從來の所傳所説を踏襲するに過ぎず、廣く異本を涉獵して精細なる比較研究の結論を發表したものと認めることは出来ない。従つて、これ等の説を一々何等の根據なきものとして排斥するはもとより不當であるが、又同時にかかる異本論をそのまま不用意に信用することも慎まなければならぬ。

### 第五項 一條兼良及び三條西實隆の研究

一條兼良及び三條西實隆以後の諸本研究は、その大部分を定家本に關する研究となすことが出来る。

一條兼良の伊勢物語愚見抄には、長祿四年初稿本と、文明六年再訂本との二種があり、古註の所説の誤れるを指摘して、所謂新註擡頭の礎石を据ゑた點に於て、勢語註釋史上重要な地位を保つものであるが、諸本に對する研究に至つては別に著しいものを見出すことが出来ない。愚見抄の卷尾には、先づ「京極黃門伊勢物語兩本奥書」と書し、更に「一本云」と断つて武田本奥書を、又「一本云」と断つて流布本奥書を轉載し、且「定家卿自筆本云、或説云、鹽尻、壺鹽」と云ふ物有、其物似此山、此物語好凡卑之詞之由、寂蓮殊用此説、或本なりはしりほしの様に、其儀不分明、先人之命、不可用鹽、只心得ずとて有なむ、往年有尋問人、答不知之由、名にしおははいさこととはん都鳥わかおもふ人はありやなしやと、その川をわたり過ていく、此下定家卿自筆本無之」と擧げてゐる。然しここには定家自筆本の名と、その形態の一部とをあげたのみで、定家本の種類、その全般的形態、性質等に關する考察は之を見ることが出来ない。のみならず、奥書を引用してゐる武田本と流布本との形態上の差異すらも、之を記してゐないのである。

定家本に種類の存することは、一條兼良も大體これを認め、正徹も亦三本の異同



について略知悉してゐたと推定される根拠がある。然し兩者共、その異同についての研究の結果を、文献上に詳細に残してゐないため、どの程度迄形態上の差異を把握してゐたかは、今日より明確に指摘し難い。ただ三條西實隆に至つて、ここに始めて定家自筆本に於ける天福本と武田本との二證本の對立がはつきり認識されたと言つて差支ないと思ふ。明應七年六月二日、彼は伏見宮の御方に於て、定家自筆の伊勢物語武田所持本を被見する機會を惠まれた。そして此の武田本が、同じく定家自筆と稱せられてゐた天福本に校合されたことは、三條西伯爵家藏傳定家筆本によつて證明することが出来る。現在の研究よりすれば、天福本と武田本とは、その純粹な形態に於けるかぎり、奥書の相違、本文の異同は勿論、勘物・聲點に至るまで、若干の差異を指摘し得られるが、實隆もかなりそれ等の點に注意を拂つたかのやうに解釋される。傳定家筆本に、朱又は墨をもつて記入された右の校異は、この點に關する彼の認識の程度を示すものである。

- 1 左大臣源融、寛平七年八月○廿五日、薨、七十三  
 5 いけとも、イ無兩本、えあはてかへりけり

- 8 やつはしと(○はイ)いひける  
 52 かさな(なイ無此字)りちまきをこせたりける返事に  
 54 行やらぬ夢地をたのむ(とるイ)たもとには  
 62 おとこ我をはしらす(するイ)やとて  
 年月ふれとまさりかほなき(みイ)  
 64 昔おとこ(○女イ)みそかにかたらふわさもせさりければ  
 69 女もはたいと(イ無)あはしともおもへらす  
 74 いはねふみかさなる山にあらねとも(はへたてねとイ)  
 78 右大将依御監右馬頭相伴歟、他本也  
 81 たい(いた)しきのしたにはひありきて  
 87 ゑう(ふイ)のすけともあつまりきにけり  
 あまのいさり(○するイ)火おほくみゆるに  
 わかすむかたの(にイ)あまのたく火か  
 90 さくら花けふこそかくもにほふとも(らめイ)



93 あふな<sup>ウ</sup>／＼思ひはすへしなぞへなく

96 秋<sup>マ</sup>たつころをひに

さりければ○このイ女のせうと

むくつけきこと

97 こむといふなるみちまかふかに

さく花のしたにかくる、人を○おいほみ

101 されと○またわかればふみもおさ／＼しからす

か(こイ)のあるしなる人あんをかきて

107 おきのゐて(てイ無)みやこしまといふ所にて

右の校合によつて推察すれば、實隆は天福武田兩本の形態が如何に相違するかに關して、可なり深い知識を有してゐたと言ふことが出来る。

### 第六項 細川幽齋の研究

三光院三條西實枝に學んで、二條派の正統を繼承した細川幽齋の伊勢物語研究

は、闕疑抄五卷によつて代表される。幽齋の勢語諸本に對する考察は、専ら定家本のみに向けられたらしく、それ以外の系統の本に關しては、只清輔の自筆の本に女はらとある也」とか「世の人との字を入れてよむべきなり。定家卿自筆にも古本にも世人とあり」とか述べてゐるに過ぎず、その詳細な事は詳かでない。彼は定家本を分類するに、世間流布の本、天福の本又一本の三種となす。現在の所謂流布本、天福本、武田本が即ちこれである。元來定家本に、二種乃至三種の區別の存することが意識されて來たのは、すでに一條兼良、正徹、三條西實隆等の時代からであつたが、諸本論として一應纏めた功は、之を幽齋に譲らなければならぬ。彼の據れる天福本は、三條西家に傳へられたる證本を一字違へず書寫したと稱するもの、武田本に至つては、實に定家自筆の原本であつた。闕疑抄によれば、幽齋は單に奥書又は傳來に關する所傳以外に、本文語句の異同、勘物の相違等についても、分類の規準を置いてゐたと認められる。幽齋に於ける定家本の分類標準並に方法は、大體に於て幽齋以後の學者の是認踏襲するところである。

架藏伊勢物語抄、伊勢物語寡聞抄並に宮内省圖書寮藏伊勢物語抄等より、和田以



悦の伊勢物語集註、淺井了意の伊勢物語抒海、北村季吟の伊勢物語拾穂抄等皆この分類を繼承してゐる。但し季吟は、

愚案、鹽尻の事説々あり。或ははしりほしのとかける本もある由天福本にあり。朱雀院のぬりごめの業平自筆の本のうつしには、なをはしをりの山となんいひけるとあり。

と拾穂抄の中に引用してゐるが、これによれば、彼も亦神宮文庫本の原本、即ち爲家筆と稱せられる本、又はその系統の古寫本を見たらしく推定される。

### 第七項 荷田春滿及び賀茂真淵の眞名本研究

眞名本伊勢物語は、已に寛永二十年に上梓されてゐるが、これが學者によつて注意されたのは後のことである。即ち伊勢物語集註及び抒海には、その諸本解説の條に、わづかに簡単な説明が見えたにすぎない。然るに契沖の勢語臆斷に至ると、解釋上の参考として引用され、更に荷田春滿に至ると、むしろ定家本より以上に眞名本を重要視するに至つた。勿論春滿の伊勢物語研究それ自身は、さして著しい

業績とも思はれないが、その眞名本に對する見解は注目し値する。即ち彼は伊勢物語童子間に於て、説をなして曰く、

中古已來の歌學者流のめではやす本は、大概定家卿の書きおかれたる伊勢物語を正本と心得て、異本の正しきあれども、それを目にもかけず。しひて定家卿の本を正本と心得たる故に、古本をも皆反古の様に思ひなして、今世に絶行く如くになれると見えたり。今の世に異本とて持傳へたる伊勢物語みえず。幸に六條宮の撰み給へる眞名伊勢物語世に持傳れども、眞名にて書たる本なれば、文字を用ゐたまへる才學のほどをも見あきらめる人なきのみならず、世にありとばかり知りて、普通のかなの本と校合だにしたる人有こと、いまだ聞かず。可嘆は此眞名伊勢物語也。可稱は此眞名伊勢物語也。可證も此六條宮の撰也。假名づかひ二三の字たがひあれ共、中古已來の歌書に眞名伊勢物語ほど假名の正しきは無し。よく萬葉集を見給へる撰なるべし。

ついで賀茂真淵も亦春滿の所説を承けて、眞名本を採り、伊勢物語古意に於て、次の如く述べてゐる。



是に古本有て、眞字にて書たり。其文字の用ゐざま萬葉集をもおもひ、専らには新撰萬葉によりて、それよりも戯れたる書ざまながら、いにしへをしれる人の筆にて、文もとゝのひ、義も明らけし。さらば初めに眞字に書りとも云べけれど、字を用ゐたる様、さのみにてはえよみえまじき所も侍れば、其初めは假名也けんを、此物語いできて幾ほどもなく、字は植たるなるべし。仍て文の正しき也。さて今ある五百年こなたの本に對へ見るに、今の本はいと字のみだれたるを、よくも他を見くらべずして、書傳へてや有けん。ことわりなき所多し。故にあづま麻呂の大人も古本を用ゐられたり。今も其を専らとして解て、たま／＼には今本をばとれり。

### 第八項 屋代弘賢の研究

勢語の異本研究は、徳川末期、屋代弘賢の出づるに及んで急速に發展した。定家本以外には、僅かに眞名本のみを見るに過ぎなかつた當時の學界に、朱雀院塗籠本、爲家本、時頼本等未知の新資料を提供し、しかもその比較研究を、實際上の業績とし

て示した所の参考伊勢物語の上梓されたことは、伊勢物語研究史上、顯昭の異本研究に次いで、の盛觀といふべきである。今彼の諸本系統の研究を批判するに當り、先づ参考伊勢物語の序に言ふ所を吟味しよう。

伊勢物語、京極黃門卿の校正されし比は、異なる本ども、有けむに、今は稀なるにや、世に聞えざること、思ひつゝ、年月ふるほどに、めづらかなる本をぞ見出たる。その一つには塗籠御本なり。これは高二位の本、朱雀院の塗籠に納まりて有しを傳へて、かの卿のむすめ民部卿局の寫されしが、森山孝盛ひめをけるにて、はなはだ異なるなり。二つには中院大納言卿の筆にて、黃門卿の手をへざる本を寫されしを、檜山坦齋がわれに贈りしなり。これも、又殊のほかにかたがへるなり。三には時頼朝臣の本なり。かた假名にて書て、奥に具平相傳本と朱もてかき、寛元貳年中秋上六日主平時頼と墨もてしるしたり。六條宮の御名はみえたれど、眞名本とはおなじからず。此ほかに藤谷黃門卿筆のは、京極卿のとすこしことなる本なり。これらに眞名本などあはせ考れば、人々の難儀といへるふし／＼も、をのづから意得らるゝを、いとめでたきこと、お



もひて拾穂抄の本文を寫し、句ごとにその異なるをしるして參考となづけ侍るなり。

弘賢はこの自序に於て、朱雀院塗籠本爲家本に對し、はなはだ異なるなり、殊のほかにたがへるなり」と概括的に述べてゐるが、異本形態への充分なる認識の上の立言であるだけに、この短い言葉にも深いものがある。彼の功績の第一は、何と云つても本文校合の結果を具體的に示したことである。ここに擧げられてゐる諸本の文の相違こそは、異本を分別する際の本質的條件をなすものであり、かつ分類の第一義的な規準をなすものである。そしてこの校合から、歌數、章段の數がそれぞれ一つの規準として考へられ、附録の朱雀院塗籠本と印本、爲家本と印本との章段對照表によつて、章段も亦規準の一と認められたと解釋される。奥書に關しては、時頼本以外には具體的に記してゐないけれども、これも實は諸本辨別の上に重要な目標となつたものらしい。しかし弘賢に於て、果して勢語諸本分類の規準といふものが、明瞭に自覺されてゐたか否かは若干の疑がある。さりながら、朱雀院塗籠本時頼本眞名本の形態と性質とは、充分に之を捕捉してゐたやうであり、その結

果から見れば、語句の異同、歌數、章段の數とその順位等を、漠然と分類の規準と認め、たものと解釋しても、差支ないであらう。ただそれにもかかはらず、幾分遺憾に思はれる點は、資料の貧弱なる點と、校合方針の精密を缺ける點とであるが、これも當時としては止むを得ないことであらう。かかる缺點は彼の研究を甚だしく傷けるものではなく、今日に於てすら未だ發見されない爲家本の形態を、勿論完全とは云ひ難いが、とにかく示して呉れる一事だけでも感謝に値する。

なほ弘賢の外にも、伊勢物語添註の著者清水濱臣、伊勢物語新釋の著者藤井高尙等も擧げられないことはないが、諸本論に於ては、遠く弘賢の業績に及ばない。新釋の如きも、註釋としては優秀なものであるが、その註釋の基礎となるべき本文の校訂に於ては、にはかに賛成し難いものが甚だ多い。今一例として新釋所載の諸本論の一部と、架藏天保三年寫本伊勢物語聞書に於ける諸本論とを左に紹介する。

先づ伊勢物語新釋に、

此物語の本くさゝありけり。契沖法師は、今の世になべてもてはやすかな本により、岡部翁はまな本によりてとかれき。ともにかたよりてわろし。い



かといふに、たがひによきあしき所々あればなり。又一とせ江戸にありつる比、朱雀院のぬりごめ本と聞えしを、民部卿局のうつしかゝれたるをすきうつしといふものにして、屋代弘賢のもたるを見しに、いかにぞやおぼゆるふしもまじれど、ことにすぐれてよき事どもあり。さてまた同じ所にて、知顯抄のふるきうつしまきに、まれ／＼によき事ありきとて、清水濱臣のかきとゞめおきて見せけるなど、こたびひとつにとりならべて見わたして、すこしにてもまされるかたにつきてさだめたる此本ぞ。

次に伊勢物語聞書には、左の如く記してゐる。

此物語むかしは異本數々あり。業平自記の本、具平親王眞名本、賀茂の内侍が本、長能が本、朱雀院の塗籠本などいへる異本あり。是等を伊勢物語の本といふ。定家卿、四條院、天福年中に數々の異本を考用捨て、此物語を書給ふを、天福本といひて、證本とすることなり。此天福本、後に今川家に傳へ、其後武田家へ傳へたる故武田本ともいへり。甲州亂後、其本行かたを不知。然共其證本に一字を違へず寫し置れたる、細川幽齋の家に有り。右の本を以烏丸家に寫

し傳へたる本あり。又飛鳥井家に傳へたる證本もあり。幽齋本とは少々たがひ有事也。此證本にて、今は此物語を講することなり。故に古への異本は悉く捨て、はつか具平親王の眞名本、朱雀院の塗籠御本の寫しなど云物残り。大に天福本とは替りて、段數多少あり。今其子細を略す。

### 第九項 故鎌田正憲氏の研究

屋代弘賢につぐ伊勢物語諸本研究としては、故鎌田正憲氏の研究を推さねばならぬ。鎌田氏の勢語研究は、その著「考證伊勢物語詳解」に見える。その所説の大綱は、所謂伊勢物語を原撰伊勢物語と流布伊勢物語に分ち、前者を狩使本とし、後者を初冠本と名付けるものである。就中狩使本に對する考證は、頗る詳密を極めてゐるから左に引用する。

伊勢物語の證本に狩使本あり。これ狩使の段を始における本にして、伊勢物語證本の、典據ある記録に見えたる最古の者なり。(知顯抄に狩使本と初冠本との沙汰あり。狩使本を以て初冠本の前にもてはやされし趣に記せるは、古



傳によれりと見えたり然るに、舊説、定家流布本の奥書、又或説後人以狩使事改爲此草子端。爲叶伊勢物語之道理也。件本狼藉奇恠者也。伊行所爲也。不用之とあるに憑據し、狩使本を以て一に伊行改竄の致す所として退けたるは誤れり。

一、記録上に於ける根據 清輔が袋草紙、泉式部本以齋宮事最先書とあり、和泉式部が本既に狩使の段を初におけりと見え、伊勢物語抄(今川了俊談義に正徹冷泉持爲等の説を交へたる古抄)同惟清抄に諸抄を加へたる抄、塗籠抄、永正十四年、三光院(西三條)實枝自筆伊勢物語何れも、長能狩使本云々伊勢齋宮の御事を始に書し也とあり、長能が本もまた狩使の段を初めにおけりと見え、たれば、狩使の段を以て伊勢物語の初におけるもの、決して伊行に始まれるにあらず。和泉式部長能藤原長能は、圓融華山頃の人にして、伊行は行成六世孫、久安二年(近衛)卒去の定信の子なれば、和泉式部長能よりは百五十年の後なり。

一、源氏物語に於ける根據 源氏物語繪合卷「伊勢物語」に正三位を合せて、また定めやらず。これも右はおもしろくに、ぎはしく、うちわたりより始、近き世の

ありさまを書きたるはをかしう見所まさる。平内侍伊勢の海の深き心をたどらすてふりにしあを波やけつべき世の常のあだごとのひきつくろひ飾れるにおされて、業平が名をや腐すべきと争ひかねたり。右のすけ雲の上に思ひのぼれる心には千尋の底もはるかにぞ見る兵衛の大君の心高さはげに捨てがたけれど、在五中將の名をばえくたさじとのたまはせて、宮見るめこそうらふりぬらめ年經にしいせをのあまの名をや沈めんかやうの女ごとにて亂りがはしく争ふに、一卷に言の葉をつくしてえもいひやらずとあるを按ずるに、伊勢物語と正三位との繪合に伊勢物語につきて「伊勢の海の深き心をたどらすてふりにし跡を波やけつべき」みるめこそうらふりぬらめ年へにし伊勢をのあまの名をや沈めむ此の歌に於けるみるめあまは伊勢物語狩使の段の次段みるめかたは、いづこそ棹さして我に教へよあまの釣舟とある歌のみるめあまによれりとよめるは、紫式部が伊勢物語全篇の肝要を伊勢國物語に置ける證左にして、初冠と終焉とをかまへたる初冠本(流布伊勢物語)にては、伊勢國物語は全篇の肝要にあらざれば、こゝにいふ伊勢物語は初冠本(流布



伊勢物語にはあらざるべく、之を清輔が袋草紙一齋宮事爲詮故號伊勢是正義歟。泉式部本以齋宮事最先書とあるに照すに、なほ和泉式部本長能本と同じく狩使段を始とせる狩使本なりしなるべし。

一、伊勢物語繪詞古卷に於ける根據 伊勢物語繪詞は源氏物語などにも見えていと古く行はれたるものなるが、考古畫譜卷一。伊勢物語繪二卷 畫圖品類云伊勢物語二卷古畫也。筆者不知。圖本朝畫圖品目云伊勢物語二卷古畫筆者不知。古物語類字抄云水野大監物殿祕藏に此物語の繪二卷ありて書畫共に誰が筆とも知られねど丹青筆意いみじきものなり。躬行聞此水野家の本普通の第六十九章伊勢狩使の條を初段とせりとあり。この繪何れの時代の物なりけむ。もしいみじき古畫にして狩使條を初段に掲げたりとせば、又一つの根據ともなりぬべし。(但同書前條の次に伊勢物語繪三卷畫工未詳。詞世尊寺行尹卿。摸本奥書云右伊勢物語之繪詞三卷行尹若年之筆痕也寛永丙子小春上旬亞槐藤光廣とあるは、今東京帝室博物館に摸本ありて第一卷の初段「狩使」とありと雖、その原本の筆者行尹は定家がいはゆる伊行の後裔なれば

こゝの徵證には用ひ難し)

以上の根據に依れば天曆を去る遠からざる和泉式部紫式部の頃には、狩使本の存在せしを知ると共に、定家流布本の奥書又或説後人以狩使事改爲此草子端。爲叶伊勢物語之道理也。件本狼藉奇恠者也。伊行所爲也。不用之とあるは、狩使の段を初冠本の初めにおける伊行が所爲を定家の批難したる者にして、此定家の批難したる伊行流の繪詞摸本今東京帝室博物館にあり、これ伊行の裔行尹の筆と稱する者にして、前項に辨へたる者なり、その頃既に狩使本の滅亡せしを徵すべければ、以て狩使本の甚だ古きを見るべく、余は之を知願抄の傳説伊勢物語初稿の趣に按じて、伊勢物語原撰の體裁なりと信するなり。

次に初冠本の中系統明かなる證本として、(一)定家本(證本の二)眞名本(證本の二)は、塗籠本(證本の三)を擧げ、定家本をば、更に流布本、天福本、武田本の三者に分類し、各々奥書を記載し、或は傳來を述べてゐる。氏の研究は一々實地についての精査によるものであるから、その分類も亦信賴するに足るものがある。但しこれ等の分類が如何なる規準によつてなされたかは、明かに示されてゐないが、忖度するに、



本文の異同及び奥書などを主なる規準としたものと思はれる。

### 第一〇項 玉井幸助氏の研究

玉井幸助氏の勢語諸本に關する研究の幾部分は、更級日記錯簡考の附録一「藤原定家の古典愛護」に示されてゐる。氏は定家自筆の寫本として天福本・武田本を認め、まづ天福本の成立傳來を、その奥書・闕疑抄・伊勢物語・抒海等によつて述べ、次で武田本の成立を、その奥書に戸部尙書とある點より、定家五十七歳から六十六歳までの間かと推定し、武田本の傳統を、闕疑抄・抒海・好書故事に基いて説明して居られる。そのうちに好書故事を引用し、武田本が後、細川幽齋から尾張の徳川忠吉に渡り、忠吉の薨後、秀忠の手に渡り、秀忠から家康の手に渡つたと武田本の傳統に關する新事實を提起された點は最も注意すべきである。また定家自筆の伊勢物語と稱せられたものは、此の他になほ一本あつて、その寫本が世に流布してゐるとして、所謂流布本の存在も肯定し、結局定家本に天福本・武田本・流布本の三類を認めて居られるやうに解釋される。

要するに氏の説は、更級日記錯簡考に附録されたもので、勢語諸本の一部に研究對象を限定せられた結果、本格的なる鎌田氏の説をぬきん出るに至らなかつたのは止むを得ない。

### 第一一項 安藤正次氏の研究

安藤正次氏の異本研究の結論は、新校群書類從第十四卷の解題に見えてゐる。即ち、

伊勢物語には種々の異本があるが、大體において定家本・真名本・朱雀院塗籠本の三種に分たれる。

(一) 定家本の系統に屬するものも、また三種に分れる。

(イ) 流布本 これは、藤原定家の次のやうな奥書のついてゐる本である。(奥書略) この種の本の原本については、細川幽齋の闕疑抄にも「此本は誰人相傳して所持するとも聞えず。三條西殿にも此寫あり。」と見えてゐる。宮内省圖書寮には、藤原爲相書寫本を寫した古寫本二部を藏してゐるが、一本



は飛鳥井雅世の筆である。内閣文庫にも亦同種のもの一本を藏してゐる。

(ロ) 天福本といはれるもの「天福二年(中略)同二十二日校了」といふ定家の奥書のある本の系統に屬するもの。宮内省圖書寮にはこの種の古寫本一本を藏してゐる。冷泉爲和の筆である。

(ハ) 又一本 前項の天福本と同系統のものであるが、これには次のやうな奥書がある。(奥書略) この本は、一時武田伊豆入道紹眞の所藏に歸してゐたことがあるので、武田本ともよばれる。この種の古寫本は、宮内省圖書寮内閣文庫に、各一本を藏してゐる。

(ニ) 眞名本 眞名本は眞名で書かれた伊勢物語で、寛永二十年の刊本があり、續群書類從卷五百一にも收められてゐる。古來、六條宮御撰と稱せられ、賀茂眞淵はしきりにこれを推稱したものであるが、この書の信賴すべきものにあらざること、古の傳を傳へたるものでないことは、すでに本居宣長が玉勝間卷五に論じてゐる通りである。宮内省圖書寮および内閣文庫に、古寫本各一部を藏してゐる。

(三) 朱雀院塗籠本 これはすなはち、この群書類從に收められた本である。

奥書に「此本者高二位本」とある「高二位」は業平四代の裔高階成章の女、二位尼のこと、その高二位本の朱雀院の塗籠に藏せられてゐたのを、定家の息女民部卿局の書寫したといふのが、本書の原本である。この原本の所藏者森山孝盛は、幕府旗下の士で、文化の初頃に歿した人であるといふ。

右の解題に示された限りに於ては、氏の研究も大體鎌田氏の後を踏襲するものであつて、それ以上に出づるとは批評し難いと思はれる。

## 第一二項 品田太吉氏の研究

品田太吉氏の研究の纏つたものとしては、先づ日本文學論纂中の伊勢物語新考を推すべきであらう。此の論文によれば、氏は勢語諸本論の根幹として、傳本を朱雀院塗籠本眞名本定家本の三系統に大別し、定家本を更に幽齋本再校本天福本に分類して居られるやうである。幽齋本再校本と云ふ名稱は目新しいが、内實は從來武田本流布本と稱せられて來たものことである。以上の中、幽齋本について



は、やや詳細に述べられてゐるから、次に引用する。

さて幽齋本とは四半の中本なり。其奥書に、(奥書略)と言へり。此本も亦禁裏の御所藏なりしが、後奈良院の御時、稱名院と萬里小路前内府との取次に、畠山修理大夫入道徳胤に賜へり。此本亂世の間に紛失したるを、越前の朝倉入道宗順が求め出でて、若州の武田入道紹真に傳へしが、後に三好修理大夫長慶所持せり。此故に武田本と言へり。長慶の歿後天正十六年に、細川幽齋翁が和泉の堺にて此本を得られたり。其奥書には年號は見えねど、再校本の奥書に、先年書寫せし本は、人に貸して失はれたるよし言へるは、此幽齋本の事なるべし。右兩本は天福本より前に書寫し給へりと思はれる。

要するに氏の分類も、資料に於て若干の相異があるとは言へ、その結論に至つては、未だ鎌田氏の所説を凌駕するに至らないと思はれる。

### 第一三項 大津有一氏の研究

伊勢物語研究史上、その諸本に關する部分に於て、特に著しい業績を残した學者

としては、遠く平安朝末期に於て顯昭、近世末期に於て屋代弘賢、近く明治時代に於て鎌田正憲、現代に於て大津有一氏を挙げなくてはなるまい。

大津氏の伊勢物語諸本に關する研究の概要は、改造文庫伊勢物語附録の「伊勢物語の傳本」國語と國文學第八十四號所載の「伊勢物語の原本について」、岩波講座日本文學の「伊勢物語―定家本の展望―」等によつて知ることが出来る。

まづ改造文庫附録の「伊勢物語の傳本」に於ては、現存諸本を(一)朱雀院塗籠本(百十五段を立てるもの)(二)神宮文庫本(百三十三段を立てるもの)(三)時頼本(百二十五段を立てるもの)(四)定家本(百二十五段を立てるもの)(五)流布本(ロ)武田本、(ハ)天福本(五眞名本(百二十五段を立てるもの)(三)に分類し、かかる分類を導く規準として、第一に章段の數とその順序、第二に歌數、第三に語句の異同、第四に字體の四條件が採用せられてゐる。

次に國語と國文學に發表されたる「伊勢物語の原本について」に於ては、伊勢物語異本の解説として、(一)六條家本、(二)爲家本、(三)朱雀院塗籠本、(四)神宮文庫本、(五)時頼本、(六)宮内省圖書寮本、(七)眞名本の形態が説明され、伊勢物語の原形が如何なるもので



あつたかについて、種々新しい考察が試みられてゐる。

岩波講座日本文學に見える氏の論文は、主として定家本に對する分類傳來形態の考案であるが、定家本の地位の條下に、系統論の概説に觸れた部分が存する。即ち氏は云ふ。

勢語傳本の分類方法として過去に採用されてゐた方法は、章段の配列順序に觀點を置くものであつた。この態度は聞書に見える、狩の使の本「初冠の本」の二大別及び「朱雀院塗籠本」「自本」「小本」の三分類等に看取されるのである。これは、伊勢物語の様な短篇の集合、勿論作全體の有機的統一はあるから成る作品の異本分類の方法としては可成妥當な態度と思はれる。いま若し伊勢物語を編纂態度に觀點を置いて、雜纂的のものと組織的のものとの二大別するならば、業平朝臣自筆本、泉式部本、小式部内侍本、長能本などが前者に屬し、後者は安部師安本、朱雀院塗籠本を始め現存諸本の悉くが含まれるであらう。

といひ、又、

爲家本は全體の約三分の二に互る章段の順序が混亂してゐて、その由來する

所を知らないからそれを除外して、定家本を中心とする時頼本、眞名本を含めた一群と、朱雀院塗籠本、神宮文庫本との比較が注意に値する。

朱雀院塗籠本に於ては、定家本の第百十五段、第七十二段、第百十四段、第百六十七百八段、第八十八段、第五十九段の八段が六箇所に位置を移して居るに過ぎない。第百十五段、即ち男を都へ送る陸奥女の悲歌を、第十五段の次に位置せしめて、陸奥に咲いた戀愛の數々を集めた點、また第五十九段、世に倦み、戀に疲れて東山に住まんと思ひ入つたが、病んで絶え入らんとした一段を、第百廿五段に續けたところに、此本の日記化、若しくは短篇小説化せんとする傾向を見る。

定家本は塗籠本と同様に、組織的ではあるが、未だ歌集的要素を多分に保持してゐることが章段の順序から考へられる。

神宮文庫本は、定家本の第七十二段、第百六七八段、第八十八段の位置が、塗籠本の夫々の位置と等しくなつてゐるのと、第百十七段、第百十五段、第百十六段、第百十四段、第百十九段が、第百廿五段以後に配置されてゐるほか、略定家本の順



序に違はない。

かうして定家本は百二十五段の章段を推して、時頼本と同じく、真名本とも略同一の組織に於て一群を形成し、他方章段の出入はあるものの、朱雀院塗籠本、神宮文庫本と一脈相通する關係を保ちつゝ、他の雜纂的の異本群に對立してゐたと解釋される。

とある。

氏の研究は鎌田氏の研究を承けて、更にこれを修正し、補訂し、發展せしめたるものであつて、從來不確實であつた勢語諸本の形態及び性質、その相互の關係交渉等が、はじめて明確にされたことは、全く氏の功績として研究史上特筆すべきことである。

## 第二節 伊勢物語諸本分類の規準

### 第一項 奥書の記載事項を標準とする場合

奥書が、單に伊勢物語に限らず、凡て古寫本に於ける系統分別の最も重要な規準の一つとなり得ることは、已に一般的に是認されてゐるところであり、かつ大體妥當なる結果を導く場合の多いことも亦事實である。源氏物語の如き五十四帖といふ多數の帖によつて成立するものに在つては、その中の一帖乃至數帖が、何かの理由によつて缺本となる場合、これを補寫するに、或は心なく、或は止むを得ず、異系統の本をもつてすることが少くない。従つて、源氏物語等に於て、單に奥書のみによつて系統を定めるのは、多くの場合危険が伴ふのである。然し伊勢物語の如く、普通一帖に書かれ、多くとも二帖乃至三帖に分けられたに過ぎない小さな物語に



あつては、落丁を補寫する場合例へば傳爲相筆本に於ける宗牧の補寫、冷泉爲和筆本に於ける爲綱の補筆等があつても、源氏の場合程著しい影響を及ぼさない。従つて、抑伊勢物語根源古人説々不同云々の奥書を有する本を以て流布本となし、天福二年云々の年記ある本を天福本と認め、合多本所用捨也云々の識語ある本を武田本と定め、この本は高二位の云々の奥書を具備した本を朱雀院塗籠本と推定しても、大體に於て誤でない場合が多い。然しながら、書寫に際して、親本にあつた奥書をそのまま忠實に轉寫する場合も多いと共に、時によつては、校合に用ゐた異系統の本に存する奥書を、後から見ればあたかも原本に存せしが如く考へられる程、不分明に轉寫することもあり得るし、又全然機械的に、他本の奥書のみを校合もせずして、そのまま卷末に書き寫す場合もあり得る。大島本伊勢物語「つひに行く」の歌の次に「顯輔卿本にて所書寫也。件本は大外記師安本也云々の奥書が存するとはいへ、大島本はなほ決して小式部内侍本の轉寫ではない。又所謂流布本の卷末に多く見る「以祖父卿眞筆本不違一字書寫校合之可備證本矣、藤爲相なる識語も、元來流布本奥書の次にあつたものか、或は伊達伯爵家藏一本のやうに、武田本奥書の

次に附屬してゐたものか、又は飛鳥井雅世筆本山崎宗鑑筆本等の如く、流布本奥書と武田本奥書とを併記したものの次に位置すべきものか、それすら明かでないのである。又法橋玄津筆本の奥に存する「執筆法橋玄津」の署名も、同系統の架藏一本では「休止正徹」とあるのみか、更に一轉して板本になると、全然別のものとなつて「桑門堯空」とある。されば奥書を不用意に信用することは、かなりの危険を伴ふものであることを注意せねばならぬ。故に諸本分類の規準として、奥書の記載事項を採る場合には、餘程慎重な比較研究を必要とすることを、考慮の中に入れておかなければならない。

## 第二項 章段の數及びその順位を標準とする場合

從來の研究の結果を綜合すれば、伊勢物語の諸本は、本文系統の相違に隨伴して、その含有する章段の數にも、自ら相違のある場合が多いといふことを斷言し得る。例へば定家本は、その系統の本であれば、必ず百二十五段より成り、同様に爲家本は、百二十四段を有し、朱雀院塗籠本は、百十五段であるが如きである。従つてこの經



驗的事實をもととし、逆に諸本の有する章段の數を分類の規準として、これによつて諸本の系統を決定せんとする企圖もあながち不可能ではないやうである。然しながら、この方法は同時に章段の有無の出入を併せ考へなければ危険を伴ふ。例へば眞名本は、定家本と同じく百二十五段の組織を有するとは言へ、定家本の第百十五段第百二十段の二段を缺き、その代り第百十一段を二段に分ち、他に定家本に全然なき別箇の一段を入れてゐるが如きこれである。又天保三年書寫の架藏伊勢物語聞書に、持明院家御説に、伊勢物語に此段、筆者云第百二十五段を書殘したる本あり。是は婚禮などの時持行本也とみえたり。とあるが如く、故意又は無意識にある段を省き、又は脱する場合がある。かかる場合、單に百二十四段を有するといふ故を以て直ちに爲家本であると考へられるならば、それは大なる誤謬を犯すものと言はなければならぬ。

次に章段の順位、即ち章段の配列方法如何も、諸本相互の系統關係を推定する有力な規準の一となすことが出来る。例へば大島本と神宮文庫本とは、大體に於て定家本と同様の章段の配列をもつてゐるが、そのうち定家本の第七十二段を第七

十六段の次に、第百六段第百七段第百八段の三段を、第百二段の前に位置せしめてゐる。このことは朱雀院塗籠本に於ても言ひ得られることであるが、この事實によつて、大島本と神宮文庫本との系統上の密接な關係が察せられ、又この兩本と朱雀院塗籠本との親疎の關係も決せられる譯である。従つて章段の順位は、本文系統決定の重要な役割をつとめると言はなければならぬ。但しこの場合に於ても、猶警戒すべきは、多少の例外の存することである。彰考館所藏の貞和本伊勢物語は、大體定家本系統と認められるが、その第二十七段は第二十九段の次に移つてゐるのである。然し又同時にそれだけの差異をもつて、直ちに此の本が定家本と全然異つた系統に所屬する本であるとも考へられない。従つて、章段の數及びその出入と順位とを分類の規準として採用する場合には、絶えず他の規準たる條件に關係せしめ、常にそれ等を照合して、慎重なる態度を持する必要があることは勿論である。

### 第三項 歌數を標準とする場合



伊勢物語中に含まれる歌数の多寡と、歌の順序とが、直ちに章段の数の多少と、章段の順位とを意味するとは限らない。然しそれと同時に、歌と章段とが、不離の關係に在るといふことも亦事實である。従つて歌數並に歌の順位を規準とする場合は、自然章段の數と、その順位とを標準とする場合に置換へられることが多い。元來歌數が諸本分類の規準の一とされたことは、已に袋草紙・大島本等にも見られ、又彰考館文庫藏伊勢物語抄に、又朱雀院御時ちよくせんによりて參議源の信明右衛門の府生壬生の忠峯權の中納言從三位藤原敦忠、この人ノのせんしてたてまつり給たりけるを、御祕藏のほんにして、朱雀院の御寶藏にこめられたりけり。歌の數二百八首。このほか連歌二句。この義をもてきほとす。」と記されてゐるのによつても明かである。又實際上から見ても、この歌數が諸本辨別上有力なる目標となり得ることが肯定される。例へば定家本の二百九首、眞名本の二百六首、朱雀院塗籠本の百九十八首等、何れも歌數を規準として分類を試みて、毫も誤はない。然しながら、同時にまた、單にこの規準のみを以て諸本系統を分別しようとするときには、勢ひ例外を無視するといふ弊を伴はざるを得ない。定家本に於ては、天福

本・武田本・流布本ともに歌數は同一であり、古本系統諸本も一部を除いては、何れも二百九首の歌を有する。又同じく古本系統に屬する諸本の中でも、傳竹柏筆本は一首多く二百十首を算し、傳慈鎮筆本は第二十段の返歌を缺き二百八首であるが、それかと言つて、これ等を古本系統以外の格別の異本と考へることも出来ない。要するに歌數を分類の規準とする場合には、書寫の際に於ける一首二首の脱落、又は他本との接觸の結果生じたる書入・補入の歌に對して、十分警戒する必要があるとしなければならぬ。

#### 第四項 語句の異同を標準とする場合

勢語諸本間に於ける語句の異同を本文系統識別の規準とするならば、それは諸種の分類規準の中で、最も決定的勢力を有するものと言はれるであらう。この際我々が特に考慮しなければならないことは、如何なる方法を以て語句の相違する箇所を調査すべきであるかについてである。

第一に諸註に引用されたる本文及び他本との校異を標準とする場合がある。



例へば伊勢物語闕疑抄の寫本に於て、中院通勝筆本の系統の善本は、武田本を本文とし、朱筆を以て天福本との校異を示して居り、伊勢物語集註、伊勢物語拾穂抄は何れも天福本を底本とし、後者は僅かではあるが武田本との異同を註記してゐる。然しその本文に於ても校異に於ても、必ずしもその純粹であること、嚴密であることを望み得ない場合が多く、且つ後世に至れば一々原本に就いて調査したのでなく、他の校合を轉載し、孫引したに過ぎないものさへ少くない。しかのみならず、この標準の缺陷として、他の異本系統との校異が十分に見られないといふ點が存するのである。

第二に校合本、例へば參考伊勢物語等に擧げられたる語句の異同を分類の規準とする場合があるが、これはきはめて普通に用ゐられる方法である。かの拾穂抄の本文を底本とし、これに爲相本時頼本、爲家本、朱雀院塗籠本、眞名本等の各本を比較し、各本の語句の相違を列擧した參考伊勢物語は、諸本の系統識別の規準としてまことに便利な書である。この參考本に於ける弘賢の校合は、かなり信用を置くに足るものであるが、その以後續出する所の新資料は、單に弘賢のこの校合だけで

は満足せず、更に一層詳細なる分類規準を要求して止まない状態である。

第三に原本に最も近しと信せられる本を求め、その形態を規定し、漸次他系統諸本の純粹な形態を定め、その間の語句の異同を綿密に調査し、その結果を以て雑多の諸本の本文系統分類の規準となす方法が存する。かかる嚴密なる意味の分類標準規定の手續として、本文制定の資料として、如何なる古寫本が最も原本に近しとして信せらるべきかを次に考へて見よう。

凡そ古寫本にあつては、その書寫年代の古いものは、概して正しい本文を傳へてゐる場合が多い。しかし又同時に、單に書寫年代の古いことのみが必ずしも正しい本文を決定するものでないと言ふことも出来る。たとひ書寫年代が新しくても、正しい系統の本を轉寫したものは、従つて正しい本文を傳へてゐる筈である。例へば三條西伯爵家藏傳定家筆本、宮内省圖書寮藏冷泉爲和筆本、架藏法橋玄津筆本等は、何れも定家自筆本を嚴密に書寫した確證のある本であつて、天福本の本文を類推する際、第一資料たり得るものである。又細川侯爵家藏幽齋自筆伊勢物語中には、武田本の寫本も存することと思ふが、その原本から中院通勝の書寫した本



の轉寫本たる第四高等學校本岩瀬文庫本の如きは、書寫年代も新しく、且つ轉寫を経てゐるものとはいへ、比較的正しい本文を傳へ、武田本の本文規定に缺くべからざる本と思惟される。大島雅太郎氏藏不忍文庫本も、亦書寫年代は新しいが、森山孝盛所藏傳民部卿局筆本の影寫本と認められ、朱雀院塗籠本の本文校定上、現存唯一の善本と言ふことが出来るであらう。

之を要するに、語句の異同を分類の規準とする場合には、第三の案の如き複雑なる手續を経てこそ、始めて從來の不備なる分類を是正し、先人の研究に一步を進め、そこに新しき方法論による詳密にして妥當なる整理を期待することが出来ると思はれる。

#### 第五項 文字の相違を標準とする場合

伊勢物語には片假名本があり、平假名本があり、又眞名本がある。而してその各々が互に異本的立場にある場合が多い故に、字體の相違による分類、即ち假名を主とするものと、漢字のみを用ゐるものと、及び假名本に於ても片假名を主體とする

ものと、平假名を主に使ふものと、それぞれの分類が可能とされる譯である。然しこの文字の相違を分類の規準とする説も、架藏の傳荷田春滿筆本の如く、眞名本を假名に書き改めた明證ある本の存する場合には、自ら不徹底となるを免れない。

#### 第六項 勘物を標準とする場合

勘物も亦本文の系統識別の補助的規準となり得る場合がある。天福本に存する勘物と、武田本のそれとを比較する時、全然異系統と目すべき程の相違はないが、その數に於て、その記入の箇所、於て、その字句の異同に於て、それぞれ若干の相違點が見出される。従つて天福本の勘物を有するか、武田本の勘物を保持するかによつて、その本が天福本であるか、又は武田本であるかを決定するに當り、勘物の存在が補助的な意味に於て、何等かの貢獻をなし得ることは承認しなければならぬ。又傳爲相筆本傳慈鎮爲家兩筆本の勘物と、天福本武田本のそれとの間にも、幾何かの相違を認めざるを得ず、大島本の勘物に至つては、やや系統を異にするを以て、勘物の相違と本文の相違とが、かなり密接な關係に置かれてゐるといふことが



出来る。然しながら、勘物それ自身は元來隨伴的のもので、例へば承久本に武田本の勘物のみが轉載されてゐるが如く、きはめて遊離し易い傾向を有するが故に、勘物を分類規準とする場合には、あくまでこれを補助的な意味に限つておかなければならない。

### 第七項 註釋を標準とする場合

伊勢物語の古寫本に於ては、他の古典文學の古寫本に於けると同様に、往々本文の行間に、或は上下に、註釋の記入せられてゐる場合がある。而してその註釋自體の性質によつて、本文の系統さへも容易に類推される場合は一二にして止まらない。今その一例をあげれば、傳慈鎮爲家兩筆本の行間に書入れられた註釋と、飛鳥井榮雅書入本・最福寺本に於けるそれ等との一致は、此等の本文の系統上の相關關係を、一瞥によつて豫想せしめるが如きこれである。然しかかる註釋は、元來比較的自由なる移動性を有し、容易に他系統の本文に轉載されるものである。伊達伯爵家藏傳東野州筆本及び架藏一本は、何れも古本系統の本でないにかかはらず、前

掲諸本と同種の註釋を有して居る。従つて註釋を本文系統分別の一規準として舉げる場合には、あくまでもその補助的といふ限界を、一步も踏み出してはならないことを忘れてはならぬ。



第二章 伊勢物語諸本論概説



平安朝中期に於て、伊勢物語が如何なる形態を有し、如何なる分布状態に在つたかを知るべき確實なる資料は、殆ど今日に残されてゐないやうである。然しその末期に於ける諸本の形態と、その對立關係については、零細な資料からではあるが、とにかくその幾分かを窺知し得る。和歌童蒙抄、古今集註、袖中抄、大島本伊勢物語等にいふ業平自筆の伊勢物語も、伊勢物語抄の擧げる所の「名のみ立つ」の歌に始まり、「つひに行く」の歌に終るといふ業平朝臣自筆本も、此の期に於て、果してその實體が、完全にかつ確實に把握されてゐたか、疑なきを得ない。勿論この兩本が同一の本であつたか、別種のものであつたかは別としても。顯昭の記す所に從へば、當時の勢語諸本には、廣本あり、略本あり、章段の順序も亦多様で、雜然と纂輯された本も、整然とまとめられた本もあつたらしい。然し、その混亂の中にも、なほかつ自ら顯著なる對立をなす二大分野を認めることが出來ないでもない。その一は朱雀院本と稱する「春日野の若紫」の歌に起り、「つひに行く」の歌を以て結ぶ一群であり、他



は「君やこし」の歌を冒頭に置き、わするなよの歌を終に配した小式部内侍本の系統に屬する諸本である。前者に包含される諸本も、その内に於て、又幾多の小異本群を形成してゐたことと想像され、その名の文獻に見えるものだけでも、三宮御本皇太后宮越後本高二位本等多數に及ぶ。而して平安朝末期の流布本は、この朱雀院本中の何れかであつたと推測され、定家本の如きも、廣い意味で同じくこの系統に屬するものと見るべきであるが、しかし當時の流布本よりすれば、むしろ狭い意味での異本と見られてゐたやうである。これに對して、小式部内侍本は、六條家の秘本として相傳せられ、その傳寫も亦極めて稀であつたらしく推定される。

定家本の出現について論證しようとする時には、それ以前に於て、それと同系統の本が如何なる程度に存在したかといふことを、先づ考慮に入れて置かねばならない。按ずるに鎌倉時代—諸本の一般的狀勢が、未だ現在我々の謂ふ所の定家本に、統一される機運の熟しない時代—に定家本に近き系統の諸本、即ち朱雀院本系統の本が比較的多く存在したと推定するのは、決して不自然ではない。何となれば、鎌倉期の書寫に係る現存寫本の大部分、例へば傳爲相筆本傳慈鎮爲家兩筆本傳

良經筆本傳慈鎮筆本傳時頼筆本等が、何れも古本系統に屬し、其の他大島本及び原本を佚してゐるが、參考伊勢物語に引用せる爲家本、神宮文庫本の親本たる傳爲家筆本、朱雀院塗籠本とも稱せられる傳民部卿局眞跡本、更に此の期に於て現はれたと思惟される眞名本等、何れも定家の奥書を具備せず、定家本に對立する狹義の異本的地歩を占有してゐたと考へられながら、しかも廣き意味に於ては、所謂朱雀院本の系統に包含せられ、決して小式部内侍本の系統にあらざることが明白であるからである。

次に室町時代に下ると、定家本が他の諸本に對して壓倒的勢力を得はじめ、ここに於て從來定家本と對立して來た幾多の異本は、漸次自らその影を薄くして行くやうになつた。定家本中最初に通行本的性質を多分に帯びて來たのは、所謂流布本であり、宗祇三條西實隆等の出づるに及んで、天福本がこれに代つて、通行本的地位を奪ふに至つた。かく兩本の系統が一般に流布したことは、室町期の書寫本にして現存するものの大部分が、ほとんど流布本天福本であり、武田本はきはめて少いといふ事實から、歸納された結論によつて斷定せられたものである。



以上に述べたのは、伊勢物語諸本系統に關する歴史的事實、即ち縦の概観とも稱すべきものであるが、次に理論的性質を主とする所の、云はば横の概観を試み、この兩者の交叉する所には、始めて伊勢物語諸本系統の眞の相が見られようと思ふ。

伊勢物語・大和物語・清少納言・枕草子等の如く、比較的短小なる多數の章段によつて構成されてゐる作品に於ては、諸本を分類するにあつて、先づその形態上の大いなる相違、即ち章段の差異に着目し、諸本に於ける章段の數、有無配置等を以て分類の規準とする方法は、分類の實際に於て最も便利な方法かと思はれる。この章段の數、有無配置を規準として、伊勢物語諸本を分類すると、まづ「むかし」かやのみこと申すみこおはしましけり云々の段（定家本第四十三段）に始まり、「むかし」とこわづらひて云々の段（定家本第二百五段）に終るといふ業平朝臣自筆本は、現在その片鱗すら窺ふことを許されないから、これを除外することとして、「むかし」とこ有りけり。そのをとこ伊勢のくにかりの使にいきけるに云々なる伊勢齋宮の段（定家本第六十九段）を冒頭に置き、昔をとこあづまへゆきけるに友だちどもに云々の段（定家本第十一）段を以て結ぶ小式部内侍本と、「むかし」とこうひかうぶりして

云々の段（定家本第一段）に起り、「むかし」とこわづらひて云々の段（定家本第二百五段）に終る朱雀院本とに二大別する事が出来る。そして朱雀院本系統の諸本を、定家本を基準として更に細別すれば、百二十五段を有する定家本・古本の一群と、同じく百二十五段を有するも定家本との間に章段の出入ある眞名本・百二十一段より成る大島本・百十五段より成る朱雀院塗籠本・百二十四段より成る爲家本、その外断片しか残されてゐないが、六條家本・皇太后宮越後本等にそれぞれ分類し得られる。眞名本は段數こそ定家本と同じく百二十五段であるが、定家本に見える二段（定家本第一百五段・第二百十段）を有せず、その代り定家本に存しない別の一段を有し、かつ又定家本第百十一段を分つて二段としてゐる。よつて眞名・假名の別、語句の相違等を考慮に入れず、單に章段の數、出入配置等を分類の規準としても、これを定家本以外の別系統の本と認めざるを得ない。大島本と神宮文庫本とは、大島本の卷末に附載されたる皇太后宮越後本・小式部内侍本を切離し、神宮文庫本の「むかし御門すみよしに云々」以下の十四段を追記と見て、一先づ除外して考へると、大島本が「むかし仁和寺のみかど云々」の一段を加へてゐるの外、章段の數に於て、又その



配列に於て、兩者よく一致する。即ち定家本に見える五(六)段(定家本第百十五段、第百十六段、第百十七段、第百十八段、第百十九段、第百十四段)を缺き、定家本に存せざる一段を加へ、又章段の順序に於ても、定家本第七十二段を第七十五段の次に、第八十八段を、第百二十段の前に、第百六段、第百七段、第百八段の三段を、第百一段の次に、それぞれ位置せしめて居る。此等は何れも兩者の等しく一類として括られ得ることを暗示すると共に、更に定家本に對して、又別系統をなすことを示すものである。朱雀院塗籠本は、定家本の十一段(第二十六段、第三十二段、第三十九段、第四十六段、第五十五段、第六十七段、第七十七段、第九十四段、第一百一段、第一百六段、第一百七段)を有せず、定家本になき一段を有し、且つ定家本第八段と第九段、第五十九段と第百二十五段とを合せてそれぞれ一段とし、又一方に於ては、第四十五段、第八十二段を各々二段づつに分つ。更に章段の配列を見るに、大體大島本神宮文庫本に類似してゐるが、定家本の第百十四段を第八十一段の次に、第百十五段を第十五段の次に、配してゐる點が異なる。従つて朱雀院塗籠本は定家本に對してかなり著しい異本的性質を示すと共に、大島本神宮文庫本の一群に接近せる系統なることを、それ自身の

形態に於て物語つてゐるのである。爲家本は定家本の六段、第七段、第三十四段、第六十六段、第六十八段、第七十段、第九十九段を缺くも、定家本に存せざる六段を具へ、又定家本の第九、第十の二段を一段に、第百八、第百四の二段を一段に合せると共に、一方第八十五段を二段に分けてゐる。そして章段の配置は初めの四十餘段を除いては、定家本のそれと甚だ異つた順序をなしてゐる。ここを以て爲家本は又これを別の一系統と認めざるを得ないのである。次に六條家本及び皇太后宮越後本は、何れも断片を見得るに止り、その全貌を知る由もないが、定家本をはじめその他の諸本との間に、章段の異同があつたらしく、各異系統を以て目すべきものと考へられる。

以上の如く章段の數有無配列を規準として分類すれば、語句の相違奥書の異同等による分類と先づ大體に於て矛盾しない。しかしこれ以上の精細な分類には、他の規準に據らなければ、單に一つの標準を以てしては不可能である。即ち定家本と古本とを分ち、定家本を更に天福本、武田本、流布本の三者に區分するが如き場合には、語句の異同、奥書の相違、勅物などを規準としなければ不可能であることは



勿論である。そしてそれらに關する詳細は諸本系統論各説の條下に説くこととし、ここでは單に大まかな概論にとどめることとする。

第三章 伊勢物語諸本論各説



## 第一節 定家本概説

### 第一項 定家本の定義

定家本とは何ぞや。この質問は、これを口にするに甚だ容易であり、しかもこれに對して適確なる解答を附與しようとするとき、きはめて困難である。何となれば、定家自筆と目すべき伊勢物語の一も現存しない今日、定家本の面目を明かにするに、先づその形態を規定し、その性質を闡明しなければならず、その目的のため、複雑多岐なる手續を必要とするからである。源氏物語に於ても同様であるが、伊勢物語は、室町時代に入るに及んで、定家本のみ斷然他系統の諸本を壓して世に行はれたのである。その原因は多々數へられるであらうが、當時の權威ある學統、二條冷泉兩家に傳來した定本が、それぞれ天福本・武田本であつたこと、更に兩本



共かつて一度は禁裡の祕庫に收められたこと等が先づ擧げられるであらう。加ふるに一條兼良を始め、正徹宗祇、三條西實隆等權門の出にして、しかも二條冷泉の學統を繼承したる諸學者の抱ける定家卿尊崇熱は、定家本に壓倒的勢力を附與する結果を招來し、ここに夥しき轉寫本を生み出すに至つた。その故に我々は現在定家本の蒐集、分類、比較、校合に多大の勢力を拂はざるを得ない状態に置かれてゐる。そして伊勢物語諸本の形態研究にあつては、まづ定家本の實體を把握しない以上、到底他の異本の形態及び特質の認識にまで及ぶことは不可能である。

抑々定義を下すといふことは、普遍的性質と特殊的性質とを連結することに外ならない。そのために廣汎にして精緻なる歸納的研究が必ず要求されるであらう。かかる立場よりすれば、根本資料の搜索の完結しない限り、諸本に對する何等の定義も下すことは出來ないであらう。然し學問に於ては、たとひ不完全なものであつても、一應假設的な意味に於ての定義を求め、更に新資料に基く新しき考證の結果による修正を後に期待するのでなければ、到底學説は進歩し、または完結する時がないであらう。故に本書に於ける定家本以下諸本の定義も、勿論假設的の

意味を有し、學界の進歩に伴つて後に漸次補正せらるべきものであることは言ふまでもない。

さて、定家本に定義を與へる前に、定家の自筆本、又は定家所持の本、或は定家の證本とせる本について考察する必要がある。先づこれ等に關する第一の資料として、明月記所載の記事を引用すれば、寛喜三年八月の條に、

五日 朝間依徒然以盲目書小草子

七日 徒然之餘、自一昨日染盲目之筆、書伊勢物語了、其字如鬼

九日 校伊勢物語了

とある。これによれば、定家は寛喜三年八月五日より伊勢物語を書寫し始め、七日に終り、越えて九日校合を了してゐることが分る。寛喜三年は定家七十歳に當り、武田本流布本の奥書の戸部尚書とある年代に該當しない。彼が民部卿の唐名たる戸部尚書の地位に在つたのは、建保六年七月九日より嘉祿三年十月廿一日までの間であつたからである。従つて寛喜本は天福本、武田本、流布本以外のものではなければならぬと推測される。



次に最明寺所藏時頼本伊勢物語に「定」又は「定本」として十六箇所に互つて書き入れた校合について考へてみよう。この校合は、凡て歌のみに對して施されてゐるがために、その學問的嚴密さに就いては大いに疑問とせざるを得ない。然し今は相當な嚴密さを有するものと假定して、考察を進めることとする。右の十六箇所に擧げた校異を、現存定家本の語句と一致するもの、現存定家本中高野本のみに一致するもの、現存定家本の語句に一致せざるものの三種に區別してあげると次のやうになる。

- (一) 現存定家本の語句と一致するもの
- 6 ツユトコタエテケナ(キエナ定)マシ物ヲ
  - 7 イト、シクスキニシ(スキユク定)カタノコヒシキニ
  - 13 ムサシアフミサスカニカケテ思フニハ(タノムニハ定)
  - 22 アキノヨノチヨヲヒトヨニナソラ(スラ定)エテ
  - 23 ヨハニヤキミカヒトリユクラム(コユラム定)

- 26 タノメス(マス定)モノ、コヒツ、ソスル
- 27 オモホエスソテニナミタ(ミナト定)ノサハクカナ
- 47 ミツノシタニテマロ(モロ定)コエニナク
- 69 ツキニヨルセハアリテイフ(トイフ定)物ヲ
- 70 カキクラス心ノヤミニマヨヒニキ(マトヒニキ定)
- 70 ユメウツ、トハヨヒト(コヨヒ定)サタメヨ
- 70 ミルメカルカタハ(ヤ定)イツコソサホサシテ
- 94 カスミニキリヤタチ(チエ定)マサルラム
- 125 ツキニユクミチトハキ、シ物ナレド(カネテキ、シカト定)
- (二) 現存定家本中高野本のみに一致するもの
- 36 定本返事アリ イツハリトオモフ物カライマサラニタカマコトヲカワレハタノナム
- (三) 現存定家本の語句に一致せざるもの
- 82 ヒト、セニヒトタヒキマスキミマテハ(ナレハ定)



右の外、校異こそ示してないが、現存定家本と比較してその歌詞の一致しない箇所が、左の如く六箇所ある。

- 37 ユフカケマタヌハナニアリトモ(ゆふかけまたぬ花にはありとも)
- 39 キユル物トモワレハシラヌヤ(きゆる物とも我はしらすな)
- 63 ワレヲコフラシヲモカケニタツ(我をこふらしおもかけにみゆ)
- 79 ワカ、トニチイロアルタケヲウヘツレハ(わか、とにちいろある影をうへつれは)

- 109 イツレヲサキニコヒムトカセシ(いつれをさきにこひんとかみし)
- 111 カルカコトハコヒスソアルヘキ(かたはこひすそあるへき)

右の資料よりして、若しその校合の態度に相當の嚴密さが認められるならば、現存定家本と若干語句の相違せる他の定家本を別に想像しなければならぬことになるであらう。

次に宮内省圖書寮所藏なる伊勢物語と題する聞書は、伊勢物語大鏡裏書又は伊勢物語抄及び架藏伊勢物語抄と題するものと同様の註釋書であるが、それに挾ん

だ小紙片に、

此物語事

高二位成忠卿本 始起春日野若紫歌終迄テ昨日今日之 朱雀院塗籠本是也  
業平朝臣自筆本 始起名のみ立歌終迄テ昨日今日之 自本是也

小式部内侍本 始起君やこし歌終迄テ程雲井歌 小本是也

當初所書本、爲人借失乎、仍愚意所存爲備隨分證本書之

于時建仁二年季夏中旬、霖雨之間、以假日終此功

抑伊勢物語根源、古人説々不同、或云、在原中將自記也、自記有其嫌退比興之詞等、又云、伊勢筆作也、似彼家集之文體、又稱伊勢物語云々、以此兩說案之、更難決其實否、或心中祕密、身上輿言、外人推而難記、以之思之、尤可謂其自書、但萬葉古風之中、多載撰集之歌、仁和聖日之間、粗記臨幸之儀、依此等事、又有此難、又伊勢家集其端、文體偏以同之、是又見先達舊記、庶幾其體歟、兩不知、加之此物語名字、非彼筆者、何稱伊勢之字云々、或説云、爲狩使下向伊勢、因茲有此名云々、其説又不可然、始則載南京春日之詞、次又注西對夜月之思、富士山之雪、武藏野之煙、凡非伊勢國事、多以



爲此物語肝心、仍思此名尤有不審、兩條々推難決、古事只仰而可信耳、因茲後人又以狩使事書此物語之端、其本殊狼藉左道物也、更不可用之、只以舊本可證據耳、出ていなければ限なるべみともしけち年へぬるか、となくこゑをきけ

いとあはれ泣ぞきこゆるともしけちぬるものとも我はしらすな  
出ていなければ限なるべみといへるは、今夜いでなば、又かへりくまじき限なるによりて、松明の光もともしけち、いでいる人のうちなくけしきを見るも、としへぬる門を、こよひかざりにいで終らんほどをしはかられ、あはれなるよしをよめる也。

返歌も上句はおなじ心也。けぬる物ともわれはしらすなといへるは、葬禮の火のひかりなどのみやらるゝにつけて、かくきえぬる身とも亡者はしらすななり。

此歌奥義にいへる心相違。此説仍書付之。

と原本の奥書を引用してゐるが、この奥書が定家本のそれであるといふ客観的な明證は何處にも存しない。然し乍ら、それと同時に、流布本奥書といたく類似して

ゐるといふことも、亦否めない事實である。そこで、或はかかる奥書を持つた定家本が過去に存在したとも考へられ、或は現在未だ學界に知られずして、いづれにかかかる本が傳はつてゐるかも知れないと考へられる。

次に心敬筆と傳へられる承久本伊勢物語は、その奥に、

本云

承久三年六月二日未時書之、昨日申時書始之

本云

度々書寫之本、爲人被借失之間、更以家本書高本又書之

なる識語を存し、本文の系統より考へても、これは定家の手に成るものかとも推測されるが、疑なく定家本であるといふ明證は未だ之を見出すに至らない。同様に我々が定家本たるの確證を得ることが、現在の根據よりして不可能なるがために、「古本」なる名稱を附して、その一群の中に編入した諸本、例へば傳爲相筆本、傳慈鎮爲家兩筆本、傳良經筆本、傳慈鎮筆本等も、或は定家本の一種であるかも知れない。然し現在に於ては、定家本の限界を、定家本と云ふに足る十分の根據を有する所の天



福本・武田本・流布本に止むべきであらうと思はれる。

そこで本書に於ては、定家本に定義を下して、

伊勢物語の定家本とは、百二十五段より成り、歌數二百九首を有する定家自筆、又はその系統に所屬することの確證ある本をいふ。としたいと思ふ。

### 第二項 定家本の分類

定家本中に、幾つかの種類が存在することを、明確に意識したと目せられる最初の人として、先づ一條兼良がある。それは愚見抄の卷末に、京極黃門伊勢物語兩本奥書として、武田本と流布本との奥書を轉載してあることから推定される。つづいて正徹・肖柏・三條西實隆等によつて、定家本に三種類のあることが承認されてゐたらしい。それは東京帝國大學圖書館本・法橋玄津筆本・正徹本・傳肖柏筆本・傳定家筆本・三條西本などの奥書によつて想像し得られる。惟清抄にも天福の本・武田所持本等の名が見え、更に闕疑抄になると三本に就いての説明が加へてある。つづい

て集註・拵海拾穂抄を始め、徳川時代の諸註は、何れもこの分類を踏襲し、最近の學者亦すべてこれを是認してゐるやうである。

然らば定家本を、天福本・武田本・流布本の三系統に分類する考方は、如何なる根據に基くかといへば、

- 一、奥書に相違あること。
  - 二、本文に若干の語句の相違あること。
  - 三、勘物に多少の相違あること。
- 以上が最も重要なものである。

### 第三項 定家本の勘物

伊勢物語の定家本に於ける特質の一として、勘物の存することは、最も重要なことである。元來定家書寫の古典に勘物の存するは、ひとり伊勢物語のみに限らず、古今和歌集・伊達伯爵家藏・土佐日記・大和物語・源氏物語・定頼集・以上前田侯爵家藏・更級日記・帝室御藏等にも通じて看取し得られるところである。



抑々勘物なるものは、これを註釋史より觀れば、初期に於ける註釋の一形態に外ならぬ。一般に註釋の形態は、裏書傍註、頭註、脚註等に始まり、次に各段の後に移り、次に卷末に纏められ、更にそれが一部の註釋書として獨立するを以て原則とする。この原則は、例へば源氏物語の定家本に於ては、次の如き形を以て現はれてゐる。即ち現存奥入には二種の形態が見られ、一は東山御文庫本の如く、伊行の釋の加つたものであり、他は前田侯爵家藏定家自筆本及び飛鳥井雅康自筆本の如き、その加はらざるものである。この二種の異本の存在によつて、定家は一度伊行の釋——主として和歌——を含まざる註釋を各卷の卷末に書き入れたが、その際、伊行の釋は各卷の本文の傍にそれぞれ押紙又は註記として記入してあつたこと、後定家は伊行の釋をまとめて、各卷の奥に移し、前に書いて置いた漢文の註釋の前又は後に増補したことが推定される。

次に伊勢物語に於ては如何にといふに、今流布本の勘物は後に譲り、武田本(建保六年七月九日より嘉祿三年十月廿一日迄の間、即ち定家五十七歳より六十六歳迄の間)に成立したと推定される」と天福本(天福二年、七十三歳)とを比較すると、前者の

勘物は概して粗にして、全部本文の傍に記入されて居るに對し、後者のそれは比較的詳密にして、行間と卷末とにあり、且つ行間のものも一段の終りに集められる傾向を示してゐる。一二の例を挙げると、

武田本 古今河原大臣歌、左大臣源融、寛平七年八月廿五日薨、七十三

天福本 河原大臣歌也、左大臣源融、寛平七年八月薨、七十三、於在中將非幾先達

如何

これ等はいづれも第一段「みちのくの忍ふもちすりたれゆゑにみたれそめにし我ならなく」なる歌の註であるが、武田本にあつては、歌の下に註し、天福本に於ては、第一段の終りに記入してゐる。而して、伊勢物語集註には、惟清抄云、此の勘事天福の本に、陸奥の歌の前に一字あげて一行に書云々と見え、又「この比家隆の自筆の本をみるも同之也」とある。

又、

武田本 藤原多賀幾子、從四位下右大臣良相女、嘉祥三年女御、天安二年十一月

十四日卒



常行、貞觀六年正月十六日參議、八年十二月十六日右大將、卅一

天安卒女御若後追善歟

業平朝臣、貞觀七年三月任右馬頭

天福本

女御從四位下藤多賀幾子、右大臣良相女、嘉祥三年女御、天安二年十一月十四日卒

安祥寺、五條后順子建立寺也

常行、西三條右大臣良相一男、貞觀六年正月十六日參議、八年十二月十

六日右大將、卅一

業平、貞觀七年三月右馬頭

天安卒女御法事如何、若後追善歟

前者はそれぞれ本文の傍に誌し、後者は第七十七段の終に一まとめにして記してゐる。

次に定家本勘物の代表的なものとして、天福本のそれを取つて内容を檢すると、語釋に關するもの五章段の有無に關するもの一を除いて、他は悉く史實について

の説明である。かかる史實の考證は、物語註釋の初期に於て、普通見られる形態で、別に怪しむに足らざるのみならず、むしろ此の方が自然といふべきである。

勘物の出典に關しては、已に大津有一氏によつて、古今和歌集目錄の抄出がその大部分を占めてゐるのであらう(岩波講座日本文學伊勢物語定家本の展望)との新説が出されてゐるが、確にそれに相違ないと思はれる。今繁を厭はず、天福本勘物と、その出典と目される原典よりの引用文とを掲げて、兩者の關係を檢べて見ようと思ふ。

一、古今和歌集目錄に據れるもの

河原大臣歌也、左大臣源融、寬平七年八月薨、七十三、於在中將非幾先達如何

源融、嵯峨第十二源氏、母正五位下大原金子、貞觀十四年八月廿五日任左大臣元

大納言、五十一、仁和三年從一位、寬平元年輦車、七年八月薨、七十三

河原左大臣融、嵯峨第十二源氏、承和五年十一月廿七日正四位下、元服日、六年壬

正月乙酉侍從、八年正月相模守、九年九月己亥近江守、十五年二月右近中將兼美

作守、嘉祥三年正月七日從三位、五月右衛門督、仁壽四年八月兼伊勢守、齊衡三年



九月任參議右衛門督伊勢守如元

河原左大臣二首戀一雜一

源融、嵯峨天皇第十三源氏母正五位下大原金子承和天皇爲子弘仁十三年壬寅生承和五年十一月廿七日敍正四位下八年正月任相模守同九年月日近衛中將同十四年正月□日任近江守同十五年二月日右近中將同月任美作守嘉祥三年正月七日敍從三位同五月十七日任右衛門督(廿九)仁壽元年八月日兼伊勢守齊衡三年九月任參議(卅五)天安元年正月日兼備中守貞觀元年十一月十九日敍正三位同二年正月廿六日兼近江守同五年二月日遷左衛門督(餘官如元)同六年正月十六日任中納言(四十三)同七年月日按察使同十二年正月十三日任大納言(四十九)同十四年八月廿五日任左大臣(五十一)同十五年正月七日敍從二位同月十三日兼皇太子傅自同十八日冬松不出仕十一月廿九日止傳元慶元年正月五日敍正二位仁和三年十一月十七日敍從一位寬平元年十月九日勅聽乘輦車出入宮中(六十九)同六年七月一日有許車勅同七年八月廿五日薨(七十四)

高子元慶元年正月爲中宮卅六

二條后中納言左衛門督贈太政大臣長良女母紀伊守綱繼女貞觀八年十二月女御宣旨九年正月八日正五位下貞觀元年十一月廿日從五位下五節舞妓貞觀十年十二月廿六日生第一皇子廿七帝御年十九十一年二月立爲皇太子十三年正月八日從三位元慶元年正月三日即位日立爲中宮卅六六年正月七日爲皇太后宮寬平八年九月廿一日停后位延喜十年十二月薨六十九天慶六年五月追復后位

二條后一首春上

諱高子中納言贈太政大臣從二位藤原長良二女母紀伊守從五位上總繼女也貞觀元年十一月二十日敍從五位下(五節舞姬)九年正月八日敍從四位下十三年正月八日敍從三位女御元慶元年正月爲皇太夫人(中宮歲三十六)六年正月爲皇太后寬平八年九月廢之(歲五十五)延喜十年三月廿四日薨(號二條前后宮)天慶六年五月遂復本位。

恬子內親王



齋宮恬子內親王戀三

文德天皇第二皇女母同惟高親王貞觀元年十月日爲伊勢齋王十八年退之延喜三年六月八日薨業平朝臣爲勅使參伊勢之時密通懷妊生高階師尙依有顯露怖令茂範爲子高階姓世隱祕人不識之高階氏茂範從五位上攝津守師尙從四位下備前守

業平貞觀七年三月右馬頭天安卒女御法事如何若後追善歟。

業平十九年任中將不審

業平貞觀六年三月右少將七年右馬頭十九年正月左中將業平朝臣三品彈正尹阿保親王平城天皇之子五男母伊登內親王桓武第八皇女母藤南子從三位乙叡女

年月日任左近將監

承和十四年正月補藏人嘉祥二年正月七日從五位下貞觀四年正月七日從五位上五年二月十日左兵衛權佐六年三月八日右近少將七年三月九日右馬權頭十一年正月七日正五位下十五年正月七日從四位下元慶元年正月十五日左近權

中將十一月廿一日從四位上二年正月十一日相模權守三年十月藏人頭四年正月十一日美濃權守同廿八日卒

在原業平卅首春三首秋二首賀一首旅三首戀十一首哀一首雜九首

彈正尹阿保親王五男母桓武天皇女伊登內親王住所長岡歟見此集十七卷雜部承和十二年任左近將監十四年正月補藏人嘉祥二年正月七日從五位下貞觀四年三月七日從五位上四月任左兵衛權佐六年三月任右近權少將七年三月任右馬頭十一年正月七日正五位下十五年正月七日從四位下十九年正月任左近衛權中將元慶元年十一月廿一日從四位上二年正月兼相模權守三年十月補藏人頭四年五月廿八日卒

國史云十四年四月十七日勅進正五位下右馬頭在原業平向鴻臚館勞問渤海客

三代實錄云元慶四年五月廿八日辛巳從四位上右近衛權中將美濃權守在原朝臣業平卒業平者四品阿保親王第五子正三位行中納言行平之弟也阿保親王娶桓武天皇女伊登內親王生業平天長三年親王上表曰無品高岳親王之男



女先停王號賜朝臣姓臣之子息未預改姓既爲昆弟之子寧異齒列之差於是詔仲平行平等賜姓在原朝臣業平體貌閑麗放縱不拘略無才學善作和歌貞觀四年三月授從五位上五年二月拜左兵衛佐數年遷左近權少將尋遷右馬頭累加至從四位下元慶元年遷右近權中將明年兼相模權守後遷美濃權守卒歲五十六

惟高文德第一母從五位上紀靜子名虎女四品號小野宮。

貞觀十四年七月出家

惟高親王二首春一首雜一首

文德天皇第一皇子母從四位上紀靜子正四位下名虎女四位宮內卿天安二年正月廿三日任太宰權帥同十一月廿五日任帥貞觀十四年七月出家□年二月廿日薨號小野宮

伊登內親王貞觀三年九月薨

伊登內親王一首雜上

桓武天皇第七女兼子內親王號桂內親王是也母藤原南子從三位乙數女貞觀

三年九月薨在原業平母阿保親王妻

忠仁公天安元年二月十九日太政大臣五十五四月九日從一位二年十一月攝政清和外祖

前太政大臣三首春二首雜一首

藤原良房贈左大臣內鷹之孫贈太政大臣冬嗣二男母尙侍贈正一位美都子阿波守從五位下眞作之女也延曆廿三年甲申生天長三年正月補藏人二月中判事四年式部丞同五年正月七日從五位下同閏九月大學頭同七年春宮亮十一月越前權守同閏十二月加賀守同十年二月左近權少將(亮如元)三月藏人頭八月十四日正五位下(御即位次)同十一月同權中將(亮如元)同月十八日從四位下承和元年甲寅七月任參議(三十一中將如元)同二年乙卯正月七日從四位上四月七日從三位權中納言三十二同三年八月八日爲正同十一日兼民部卿(中將如元)同九年壬戌正月七日正三位七月廿五日右近大將大納言三十九同二年正月從二位仁壽元年辛未正二位同三年癸酉二月晦天皇幸第以覽櫻花置酒興樂六位已上會者皆祿各有差三月加從三位源潔姬正三位授正



六位下難波連萍丸外從五位下、緣去月遊賞右大臣第而息及家人也。天安元年丁巳二月十九日太政大臣(五十五)四月十九日從一位、同貞觀二年八月十九日蒙攝政宣旨、同十三年四月十日詔賜封三千戶、同十四年三月九日詔賜度者八十人、又大赦天下、大臣病也、九月二日薨、贈正一位、諡忠仁公、號白河大臣、又染殿

敏行母紀名虎女

藤原敏行十九首、秋八首、物名二首、戀五首、雜二首、誹諧一首、東歌一首、陸奥出羽按察使富士鷹一男、母刑部卿紀名虎女、貞觀八年正月任少內記、十二年二月任大內記、十三年正月補藏人、十五年正月七日敍從五位下、同月任出羽介、八月任中務少輔、十六年正月任太宰小貳、十七年正月任圖書頭、元慶二年正月任因幡守、三年八月任右兵衛佐、六年正月七日敍從五位上、仁和二年六月任右近少將、四年正月兼備前權介、十一月補藏人、寬平四年正月七日敍正五位下、五年六月兼同介、六年二月任權中將、四年兼春宮大進、七年三月轉兼權亮、十月補藏人頭、十一月兼亮、八年正月七日敍從四位下、四月依病解藏人頭、九年三月

兼近江權守、七月十三日敍從四位上、亮勞、九月任右兵衛督、延喜七年卒、家傳云、昌泰四年卒

行平卿、阿保親王一男、親王平城第三、母正五位下、蕃良藤繼女、承和九年十月薨、贈一品

天長三年仲平行平守平、業平賜姓在原朝臣、承和七年正月藏人、十二月辭退、廿日從五下、廿四十年二月侍從、十三年正月從五上、任左兵衛佐、五月右近少將、仁壽三年正五下、齊衡二年正月四位、因幡守、四年兵部大輔、天安二年二月中務大輔、四月左馬頭、三年正月播磨守、貞觀二年六月內匠頭、八月廿六日左京大夫、四年正月信乃守、同月從四上、五年二月大藏大輔、六年正月十六日備前權守、三月八日兼左兵衛督、八年正月正四位下、十年五月兼備中守、貞觀十二年二月十三日參議、五十三廿六日左兵衛督、十四年八月廿一日藏人頭、左衛門督、十月十四日別當、十五年從三位大宰帥、元慶元年治部卿、六年正月中納言、六十五、八年正三位、民部卿、仁和元年按察、仁和三年四月十三日致仕、寬平五年薨

在原行平四首、春一首、別一首、賀一首、雜一首



三品阿保親王第二子奈良天皇二世娶桓武天皇女伊登內親王生行平等承和  
 七年正月補藏人十二月辭退八年十一月朔且冬至也廿日敍從五位下十年二  
 月侍從十三年正月七日從五位上同月右兵衛佐五月遷右近少將仁壽三年正  
 月七日正五位下同月兼備中權介少將如元四年三月轉備中介齊衡二年正月  
 七日從四位下同月任因幡守四年正月兵部大輔天安二年二月中務大輔四月  
 左馬頭三年五月十三日播磨守貞觀二年六月五日內匠頭八月廿六日左京大  
 夫四年正月七日從四位上十三日信濃守五年二月十日大藏大輔六年正月十  
 六日兼備前權守三月八日左兵衛督八年正月七日正四位下十年五月廿五日  
 兼備中守十二年正月十三日參議廿六日兼左兵衛督十四年八月廿九日遷左  
 衛門督補藏人頭十月十四日爲別當十五年十二月十八日從三位大宰權帥元  
 慶元年十月廿八日兼治部卿三年正月十一日兼備中守四年正月十四日兼近  
 江守六年正月十日中納言八年二月廿三日正三位三月九日兼民部卿九年二  
 月廿日兼按察使餘官如元仁和三年四月十三日致仕歲七十

紀有常

承和十一年正月十一日右兵衛大尉嘉祥三年四月二日左近將監四月藏人五月  
 十七日兼近江權大掾仁壽元年七月廿六日兼左馬助十一月甲子從五位下二年  
 二月廿八日兼但馬介三年正月十六日右兵衛佐四年正月十六日兼讚岐介轉左  
 兵衛齊衡二年正月從五位上同十五日左近少將天安元年九月廿七日兼少納言  
 二年二月五日兼肥後權守貞觀七年三月九日任刑部權大輔九年二月十一日任  
 下野權守十五年正月七日正五下十七年二月十七日任雅樂頭十八年正月七日  
 從四位下十九年正月廿三日卒年六十三

紀有常一首

正四位下名虎男 承和十年正月任左兵衛大尉嘉祥三年補藏人四月二  
 日任左近將監五月十七日兼近江權少掾文德御時仁壽元年十一月廿六日敍  
 從五位下七月十六日任左馬助三年正月十六日任左兵衛佐齊衡元年正月兼  
 讚岐介二年正月七日敍從五位上十五日任左近少將兼四年九月廿七日任少  
 納言天安二年二月五日兼肥後權守貞觀七年三月一日任刑部權大輔十三年  
 三月二日兼信濃權守十五年正月七日敍正五位下十七年正月十三日任雅樂



頭十八年正月七日、彼從四位下、元慶元年□月十五日、任周防權守

二、三代實錄に據れるもの

清和天皇、鷹犬之遊、漁獵之娛、未嘗留意、風姿甚端嚴、如神性

元慶四年十二月四日

是日申二刻、太上天皇崩於圓覺寺、時春秋三十一、天皇風儀甚美、端儼如神、性寬明、仁恕、溫和、慈順、非因顧問、不輒發言、舉動之際、必遵禮度、好讀書傳、潛思釋教、鷹犬漁獵之娛、未嘗留意、聲々焉有人君之量矣

女御從四位下藤多賀幾子、右大臣良相女、嘉祥三年女御、天安二年十一月十四日卒

天安二年十一月十四日

從四位下藤原朝臣多可幾子、卒、多可幾子者、右大臣從二位良相之第一女也、少有雅操、文德天皇仁壽初、選入掖庭、俄而為女御、二年授正五位下、四年進爵為從四位下

安祥寺、五條后順子建立寺也

貞觀十三年九月廿八日

太皇太后崩、太皇太后、姓藤原氏、諱順子、贈太政大臣正一位冬嗣朝臣之女也、母尚侍贈正二位藤原朝臣美都子、后美姿色、雅性和厚、嘗在父大臣家、晨起澡手、有小虹降、亘盥器、卜占者曰、至貴之祥、其慶不可言焉、仁明天皇儲貳之日、聘以入宮、寵遇隆篤、生文德天皇、天長十年仁明天皇踐祚之初、授從四位下、承和十一年加從三位、嘉祥三年四月甲子、文德天皇即位、是日尊為皇太夫人、齊衡元年為皇太后、天安二年八月乙卯、文德天皇崩、后哀慟柴毀、後遂落彩為尼、請東大寺戒壇諸僧於五條宮、受大乘戒、屈延曆寺座主圓仁、受菩薩戒、崩葬山城國宇治郡後山階山陵、后貞固天禮則備、母儀之範、永古少比、深信釋教、建立精舍、額曰安祥寺、資財田園、割給甚多、年分度僧、修大乘道焉

人康親王、仁明第四、四品彈正尹、號山科宮、貞觀元年五月入道、同十四年薨、四十二貞觀元年五月七日

四品守彈正尹兼行常陸太守人康親王出家入道

人康親王者、仁明天皇之第四子也、承和十五年正月、敍四品、拜上總太守、仁壽二



年、遷彈正尹、齊衡四年、兼常陸太守、親王自少年時、有歸大乘道之意、今謝病遂本懷焉

貞觀十四年五月五日

無品人康親王薨、輟朝三日、仁明天皇第四子、與光孝天皇同胞也

貞觀八年三月廿三日行幸右大臣良相百花亭

貞觀八年三月廿三日

鸞輿幸右大臣藤原朝臣良相西京第、觀櫻花、喚文人、賦百花亭詩

藤原良近貞觀十二年正月右中辨十六年轉左中辨

貞觀十七年九月九日

神祇伯從四位下兼行美濃權守藤原朝臣良近卒、良近者、大宰員外帥正三位吉野之第四子也、容儀可觀、風望清美、雖無學術、以政理見推、天安二年起家爲刑部大丞、十一月遷爲式部少丞、貞觀二年冬授從五位下、三年正月爲伊勢介、假裝就路、有詔召還拜右少辨、四年遭母喪解職、服紀未終、詔以本官起之、五年轉左少辨、八年加從五位上、十年二月爲越前權守、數月復左少辨、十二年轉右中辨、十三年

增正五位下、十五年爲土佐權守、右中辨如故、十六年轉左中辨、自土佐權守遷兼美濃權守、十七年進爵從四位下、是年八月遷神祇伯、美濃權守如故、良近爲人強力、嘗醉乘車而行、戲謂同車者曰、吾欲令此牛不行、乃以手據車末、閉氣堅座不動、手張四足、立而不前、其膂力過人如此、卒時年七十有五

貞觀十一年二月貞明親王爲皇太子、于時高子爲女御、依春宮母儀號也、去年十二月廿六日誕生、高子年廿七

貞觀十年十二月十六日

是夜、夜分、正五位下藤原朝臣諱皇太后、高子卽二條后也、誕皇子諱太上天皇、陽成

貞觀十一年二月一日

天皇臨軒、立貞明親王爲皇太子

三、續日本後記に據れるもの

崇子內親王、母橘船子、正四位上清野女、承和十五年五月十五日薨  
承和十五年五月十五日



無品崇子内親王薨、淳和太上天皇之皇女也。母橘氏船子云、遣兵部大輔從四位下豐江王、並五位三人監護葬事。

四、公卿補任に據るか、と推定されるもの

昭宣公基經、貞觀十四年八月廿一日右大臣左大將、卅七

貞觀十七年

常行、西三條右大臣良相一男、貞觀六年正月十六日參議、八年十二月十六日右大將、卅一

五、皇代記或は一代要記等に據るか、と推定されるもの

淳和天皇

賀陽親王、桓武第七、母夫人多治比氏、三品治部卿、貞觀十三年十月八日薨、七十八

文德天皇

貞數親王、清和第八、母中納言行平女、延喜十三年薨、四十二

以上の外に物語中の歌に對して「古今萬葉」などと、出典をその肩に註記した勘物も存するが、これは今考慮に入れぬこととする。

## 第二節 天福本

### 第一項 天福本の名稱

天福本なる名稱の出所が、この本の奥に存する「天福二年正月廿日己未申刻云々」なる書寫の年記にあることは言ふまでもない。然しかかる名稱が如何なる人によつて最初に附與されたかは不明である。一體、定家自筆の伊勢物語が、天福本の名を以て呼ばれるを至便とするのは、他にも定家自筆本が存在し、それと對立接觸等の關係に置かれる時であらねばならぬ。現存の資料の範圍に於て言へば、天福本の研究史上に現れるのは、武田本の寶徳二年より稍後れて長祿二年のことである。而して一條兼良の愚見抄、種玉庵宗祇の山口記、牡丹花宵柏の宵聞抄等にも未だ天福本の名は見えず、傳飛鳥井雅世筆本伊勢物語、奈良京物語等に於ては、にあら



ねども定筆の如く定筆とのみ記してゐる。然し三條西實隆の所説聞書の伊勢當流秘抄直解に至つては、天福年中の本には夢ちをたのむと有、天福年中の本にはたいしきのしたと有など稱せられ、同じく惟清抄に於ては、天福本にはたのむとあり、天福本にはたいしきの下とあり」と明かにこの名を擧げてゐる。よつて天福年中の本、又は天福本等の名は、大永頃には略學者間に認められてゐたと解すべきであらう。

天福本は、嚴密に云へば、定家自筆、天福二年云々の奥書ある禁裡御本そのものを指すべきであるが、廣義に於ては、同系統の諸本をも含めて、等しく天福本なる名稱を以て唱へてゐるやうである。

## 第二項 天福本の形態及び性質

定家本を天福本、武田本、流布本の三類に分つ從來の所説を一應肯定するとしても、多數の現存定家本系統の諸本を、如何なる規準に基いて分類すべきかは、なほ實際上の問題として殘されてゐる。天福本、武田本、流布本系統の諸本は、室町以後に

於ては相互に接觸して、甚だしい本文の混亂を來してゐるために、その分別上先づ三本の中の何れかの標準的な形態が規定されねばならない。そのためには、第一に天福本の形態及び性質が闡明せられ、更に武田本の純粹な形態が把握され、進んで最も困難な流布本のそれが斷定されるのが、最も便利な順序であらう。

天福本の標準的形態は、如何なる方法によつて規定されるべきであらうか。この問題は、若し定家自筆天福本さへ出現すれば、直ちに解消する筈のものであるが、それが未だ發見されない現在に於ては、確實な根據と妥當な方法とによつて、推定を試みるより外に方法がない。かくして把握されるものは、たとひ原本のありのままの形態、即ち實在の形態ならずとしても、少くとも、かくあるべき筈の形態、換言すれば論理的に妥當なる形態ではあり得るであらう。

先づ第一の方法として、原本に最も近しと信せられる諸本を選び出し、これに諸本を比較し、一つの標準的形態を抽出するのである。しからは天福本にあつては如何なる諸本が最も原本に近きものとして撰ばれるべきであらうか。

三條西伯爵家所藏傳定家筆本は、無論定家自筆と認むべきものではないが、次の



貼紙から原本の忠實なる摸寫なることを推定し得る。

此伊勢物語者、京極黃門眞跡、無雙之鴻寶也、忝爲後花園院御祕本之處、故相公羽林(實連朝臣)歌道器量拔群、依叡感賜之、然而不幸短命、長祿三年十月廿日薨逝矣(于時十七歲)爰宮道親元、年來昵近結膠染之交、存其舊好、附屬此本畢、彼親元死去後、遺命所返送予也

前内大臣(花押)

これをだにいまははなれていせのあまの船ながしたるこゝろとをしれ

次に宮内省圖書寮所藏冷泉爲和筆本も亦定家自筆本の摸寫なること、その奥書によつて明かである。即ち、

此本依氏元懇望、以九代龔祖京極黃門自筆、眞名假字一字無相違令書寫了、件本落字之書入、減字行之不同、紙數外題等迄爲同前、於本寸法者記表紙者也、自然正本不出之時者、此本尤可爲證本而已

天文第十六天孟春下澣日

爲和(花押)

次に倉野憲司氏所藏冷泉爲和筆本には、爲綱の補筆が多いが、奥に、

此物語以龔祖京極黃門定家卿自筆本、眞名假名字之連、上下字之置所、小書減字

落詞落字之書入等一字無相違手自書之、再行闕行表紙草子之寸法如彼本調之、尤可爲證本者也

正二位爲和(花押)

とあり、更に架藏法橋玄津筆本の奥書には、

右書本者、爲定家卿自筆、禁裏御本也、隨有緣申出爲處證本、不違一字一點令透寫、遂再校訖、雖然魯魚之誤、猶難通者歟、于時長祿第二曆仲陽初三候記之

執筆法橋玄津(花押)

とあつて、何れも定家自筆本を、異常な學問的忠實さを以て書寫した本なることを示してゐる。従つて我々は以上の諸本を綿密に校合し、批判することによつて、天福本の標準的な形態を髣髴せしめ得ると信するのである。

第二に諸註に散見する定家自筆天福本に關する記事、又はこれによつて記されたと推定出来る箇所を抜粹して傍證となし、必要ある場合には、前述の標準的形態に補正を施さなければならぬ。今これを諸註に求むれば、先づ何よりも定家自筆天福本を所持してゐた三條西實隆の所説聞書たる直解及び惟清抄を擧げなければならぬ。架藏本伊勢物語直解は、外題に伊語當流祕抄直解とあつて、



世人にはまさりたりけり。定家自筆にも古本にも世人と有。いにしへ行きさきの事とも。後成恩寺一條禪閣は是より一段にきり給へり。

定家卿の自筆の本にもこゝをあけてかけり。

なをそ有ける。なをはなをうとよむべし。直の字也。ありめのまゝ、すぐによめる也。定家卿自筆の本には猶の字也。是もよき也。

行やらぬ夢路をたとる。たどる定家卿自筆天福年中の本には、夢ちをたのむと有。されどもたどるのかたよし。

このみかと。清和天皇の御事也。三代實錄云、清和天皇、鷹犬之遊、漁獵之娛、未嘗留意、風姿甚端、殿如神性。定家卿の本にこれを注す。

いたしきのしたに。天福年中の本にはたいしきのしたと有也。

と見え、又定家卿本或は天福本にありと明記してゐないが、

みやび。みやびをかはずなど云て、ゆうえんにけさうするをいふ也。定家卿は情をかはずといふこゝろ也。

みちのくの歌、河原左大臣源融公歌なり。嵯峨天皇第十二皇子、號六條河原院、

融公於在中將非幾先達如何、とは業平の融公を先達として、其歌を取てよむべきにはあらずと云心也。みちのくの歌を本歌にとるにあらず。返歌とみせんための定家勘物也。

しほしり。鹽をやくにしたゝる物有て、かたまれるが、此山のなりににたり。

是を鹽じりと云。寂蓮などは此説を信用すれ共、定家卿は此事さらに和歌の潤色にならず、しらぬにてをくべしとかけり。

むかし春宮の女御。春宮の母儀女御也。二條後の御事也。此春宮は陽成院、

貞觀十二年二歳にて立太子給ふ。二條后廿八歳。

その御子たかい子。崇子内親王と申姫宮也。淳和の御子、承和十五年五月十五日に薨じ給ふ也。

田むらのみかと。田邑御門とは文徳天皇を申奉る也。

女御たかき。此多賀幾子は攝政太政大臣藤原忠仁公御弟西三條右大臣良相

女、文徳天皇女御也。天安二年失給。

安祥寺。山しなに有。五條後の建立有し也。



右大將にいまそかりける 右近大將藤原常行、西三條右大臣藤原良相の一男、多賀幾子女御兄也。

山しなせんしのみこ 山階禪師、仁明天皇第四御子、人康親王、發心し給ひて山しなにまし／＼けり。貞觀元年に入道。

三條のおほみゆきせし時 清和天皇、貞觀十八年三月廿三日西三條右大臣良相百花亭へ行幸有し事也。

左のおほいまうちきみ 河原左大臣源融、嵯峨天皇第十二御子也。貞觀十四年任左大臣、寛平七年薨、七十三。

思ひの外に御くしおろし給 惟喬親王、清和天皇と御位をあらそひ、御代をつぎ給はで、貞觀十四年七月御出家、號小野宮。

堀川のおほいまうちきみ 二條后兄也。堀河右大臣昭宣公也。昭宣公は諡也。名乗は基經。貞觀十四年八月廿一日右大臣左大將。

おほきおほいまうちきみ 忠仁公也。天安元年二月十九日攝政太政大臣。左中辨藤原良近 良近、貞觀十三年正月右中辨。同十六年左中辨に轉す。

と見えてゐる。惟清抄も大體前者と同じく、

世人 定家卿自筆にも、古本にも、世人とあり。

いにしへ行ききのことも 後成恩寺、是より一段にきり給へり。定家卿の自筆の本にも是をあげてかけり。

なをそありける なをは直也。ありのまゝ、すぐによめる也。定家卿自筆には猶也。是もよき也。

行やらぬ たどる、天福の本にはたのむとあり。

いたしきの下に 天福本にはたいしきの下とあり。

あふなく 天福本あふなくと聲をさせり。たとひ定家自筆の本たりといふとも、聲をば後人のさすことも有、べければ、必聲を信じがたし。

ともまた、

みやひ みやびをかはすなど云て、ゆうゑんにけさうする事を云也。

河原大臣歌也 定家の勸物也。於在中將非幾先達如何とは、業平の融公を先達として、其歌を取てよむべき人にあらずと云心也。みちのくの歌を本歌



にとるにあらず。返歌とみせんための勘物也。(河原大臣歌也、左大臣源融、寛平七年八月薨、七十三、於在中將非幾先達如何)

しほしり 勘物にみえたり。鹽やくにしたゝる物ありてかたまれるが、山のなりに似たり。これを鹽尻と云。寂蓮はこの説を信用すれども、定家卿は此事さらに和歌の潤色にあらず、しらぬにてをくべしとかけり。(或説云、鹽尻壺鹽といふ物あり、其尻似此山、此語之習故好卑詞、寂蓮殊信用此説、先人命、縱雖爲鹽事凡卑也、不可用之、心えずとてありなん、往年有尋問人、答慥不知由云々)

水尾 勘物にみゆ。(清和天皇、鷹犬之遊、漁獵之娛、未嘗留意、風姿甚端嚴如神性、山科の禪師、人康親王也。勘物にみゆ。(人康親王、仁明第四、四品彈正尹、號山科宮、貞觀元年五月入道、同十四年薨、四十二)

三條のおほみゆき 清和天皇の西三條の百花亭へ行幸有し事也。(貞觀八年三月廿三日行幸右大臣良相百花亭)

左のおほいまうちきみ 勘物にみゆ。(源融、嵯峨第十二源氏、母正五位下大原金子、貞觀十四年八月廿五日任左大臣元大納言、五十一、仁和三年從一位、寛平元年輦車、七年八月薨、七十三)

これたかのみこ 勘物にみゆ。(惟喬、文德第一、母從五位上紀靜子名虎女、四品號小野宮)

御くしおろし給ふ 勘物にみゆ。(貞觀十四年七月出家)

まさちか 勘物にみゆ。(藤原良近、貞觀十二年正月右中辨、十六年轉左中辨)とし行 勘物にみゆ。(敏行、母紀名虎女)

等を擧げてゐる。

京都府立圖書館所藏の闕疑抄は上下二冊であるが、その上巻の奥に、

此闕疑抄上下兩冊、被許書寫之間、則染愚筆、可謂此物語之奧祕者也、不可忽之、猶注下卷畢

慶長第二丁酉冬十月初三書之

也足子素然御判

此抄所許書寫於法眼祐孝也

慶長十九年八月廿日

親衛羽林良源通村



右鈔以故中院入道中納言殿御自筆本書寫之訖

慶長第十九秋八月廿四日

法眼祐孝

下卷には、法印玄旨の跋の次に、

此闕疑抄上下、幽齋老新作之處也、旨趣見奥書、予亦被草之時侍下、仍被免許書寫、深祕函底莫出窓外耳

慶長第二孟冬十五夜終功訖

也足叟素然御判四十二歳

同十八日午尅全部一校朱點等了

此抄正本之草、幽齋玄旨自筆

中書、宗巴法師

清書、村牛孝吉 奥書、玄旨自筆

外題、素然書之、同加朱點了

右此鈔者法印玄旨著作也、子細見被奥書、爰法眼祐孝就予被求此物語之講、雖然依不堪、許此本書寫、是爲拒其責也、追而有亡父卿考勘之事等、堅可被禁外見而已、仍聊記之

慶長十九南呂仲浣

右中將水原通村

とあつて、架藏通勝自筆本と覺しき上冊と共に、信賴すべき善本と思はれるが、天福本の形態推定の資料を提供してゐる。即ちその本文の校合に、

- 5 いけと(も天福)えあはてかへりけり
- いといたく(う天福)こゝろやみけり
- 9 やつはしとは(天福)ナシいひける
- 14 くりはらのあね(れ天福)はの松の人ならば
- 16 人からは心うつくしうてあてはかなること(をこのみてことに(天福)本ニに文字ナシ)人にもにす
- 23 たのまぬものゝこひつゝ、そぬ(る天福)ふる
- 26 おもほえず袖にみなと(一本なみた天福)のさはくかな(らし天福)
- 31 よしやくさはの(よ天福)ならむさかみん
- 46 あさましくえ(天福)本ナシ(たいめん)せて
- 52 かさり(なり天福)ちまきを(を天福)本ナシ(こせたりける返)ことに



54 ゆきやらぬゆめちをたとる(のむ天福本)たもとには  
 62 我をはしる(らす天福本)やとて  
 64 昔おとこ女(天福本ニナシ)みそかに  
 65 かくかたはにして(つゝ天福)ありわたるに  
 69 いと(〇)と天福かなしきことかすまさりて  
 女もはた(〇)いと天福(あはしともおもへらす  
 女(のねやも)天福ナシ)ちかくありければ  
 47 岩ねふみかさなる山はへたてねと(にあらねとも天福本)  
 81 いたしき(たいしき天福)のしたにはひありきて  
 となむよみける(〇)は天福  
 86 歌をよみてやれりける(り天福)  
 87 ゑふ(う天福)のすけとも  
 いしのおもてに(天福ナシ)しらきぬに  
 あまのいさりする(此二字天福ナシ)火

90 わかすむかたに(の天福)あまのたく火か  
 96 櫻花けふこそかくもにほふらめ(とも天福本)  
 秋た(ま天福)つころをひに  
 さりければ(此二字天福ナシ)女のせうと  
 97 されは(此二字天福ナシ)女  
 四十(〇)の天福賀九條の家にて  
 101 よきさけありと(〇)きゝて天福(うへ)にありける  
 咲花のしたにかくるゝ人をお(天福ニナシ)ほみ  
 107 (か天福)のあるしなる人  
 111 いにしへや(は天福)ありもやしけむ  
 112 ねむころにいひちきれ(り)け天福(る)女の  
 115 おきの(ゐ)て天福(宮)こしま  
 123 かゝるうたをよみける(り天福)  
 かかる校合以外に於ても例へば、



天福本定勘 みやひ みやびか也と云詞。其心みやびをかはすなど云は、情と云同心事歟。

河原左大臣歌也、左大臣源融、寛平七年八月薨、七十三、於在中將非幾先達如何、定家卿勘物也。於在中將非幾先達如何とは、業平の融公を先達として、其歌をとりてよむべき人にあらずといふ心也。

その女世人にはまされりけり 世の人との、字を入れてよむべき也。定家卿自筆にも、古本にも、世人とあり。

高子、元慶元年正月爲中后、廿六、天福。昭宣公、天福。

天福本、或説云、鹽尻壺鹽といふ物あり。其尻似此山。此語之習故好卑詞。寂蓮殊信用此説。先人命縱雖爲鹽事凡卑也。不可用之。心えすとて有なん。往年有尋問人答慥不知由之由云々。

なを(此二字天福書入)ゆきくして  
いと此二字天福本脇二付之(おほきなる河あり

人からは心うつくしうてあてはか(此聲天福)なることをこのみて  
等の如きがそれである。

第三には已に天福本の本文として容認されてゐるもの、例へば、

此集註は天福の本をもちゐて本書を書たり。

と明記せる伊勢物語集註の本文及び、

此伊勢物語以京極黃門正筆道遙院殿令書寫給、以其本重而不違一字、借也足軒老人之手書寫校合訖、彼定家卿眞跡者、從後土御門院道遙院殿被拜領本云々、是天福二年奥書也、被加其後奥書者、在當時予所持之本、道遙院殿件本御一覽之時、書加之給云々、仍聊記由來者也

幽齋玄旨判

の奥書を有し、天福本を用ゐたと稱する伊勢物語拾穂抄の本文等も、亦形態を規定するにあつて参考されねばならない。

さて天福本の形態を規定するためには、理論上前述の如き複雑な手續を踏まなければならぬが、實際に於ては、第二第三のものは單なる傍證たるに止り、第一の場合に列擧した諸本の比較研究によつて、充分その目的を果すことが出来るので



ある。

今かくして得た結論に従へば、天福本の標準的形態としては、缺くべからざる四つの條件が存する。即ち、

- 一、天福本の本文を有すること。
- 二、天福二年の奥書を有すること。
- 三、天福本の勘物を有すること。
- 四、天福本の聲點の指されてゐること。

右の天福本の本文とは、具體的にいへば、本書上巻、即ち校本篇に於て、底本として採用した三條西伯爵家藏傳定家筆本の本文がこれに該當する。天福二年の奥書とは、

天福二年正月廿日己未申刻、凌桑門之盲目、連日風雪之中、遂此書寫、爲授鐘愛之孫女也

同廿二日校了

とあるもの、天福本の勘物とは、上巻に底本に存する勘物として記載した行間及び

卷末に存するそれを指し、聲點も亦傳定家筆本に見えるものを言ふのである。

### 第三項 天福本の成立

天福本成立に關する詳細なる事情は、明月記が天福二年正月の記事を缺くために窺ひ得ないが、奥書によつて略察知する事が出来る。即ちこの本は、天福二年正月九日、連日風雪の中に老眼を凌いで書寫を遂げ、同廿二日校合を終り、これを鐘愛の孫女に授けたといふのである。鐘愛の孫女とは、闕疑抄集註拾穂抄等何れも爲家の女、後堀川院民部卿典侍かとしてゐるが疑はしい。武田本にあつては、多本を用捨して證本の地位をこれに附與しようとする意圖がその奥書によつて推定される。然し天福本は、書寫の目的から推しても、廿二日に校合してゐる點から考へても、何かある親本たるべきものが存し、それを忠實に書寫したらしく察せられる。

### 第四項 天福本の傳來

天福本の傳統に關しては、從來、闕疑抄の所説が最も根據あるものとして信用さ



れて来た。即ち、

後土御門院より逍遙院殿へ御拜領有しなり。逍遙院殿自筆に一字をちがへず書うつされし本、今に三條西殿に有。彼本をもつて一字不違所寫之本所持畢。正本は伊勢へ下さるゝと云々。其時逍遙院殿御詠歌あり。是をさへ今ははなれていせの蟹の舟ながしたる心ちこそすれ。

此の幽齋の説に對する修正は、和田以悦によつて提案された。伊勢物語集註に、師云、天福の本は、百四代後土御門院より西三條逍遙院御拜領ありしを、宗長御使にて駿河國今河氏親へ遣されし時に、實隆の歌に、これにたゞ今は離て伊勢の海士の舟ながしたる心とをしれ。逍遙院より駿河へ遣す時に、一字不違に書寫せし本、今に西殿にあり。其後に氏親の母、京の伊勢の伊勢守が女なるが、尼に成て北川殿といはれて駿府に居らるゝと聞て、逍遙のいばく、時節の景氣といふ訓に違たる歌よみてつかはしたる事、一世の後悔といへると云々。逍遙の歌は、古今十九伊勢が長歌にてよめり。沖津波 荒のみまさる 宮の中は 年へて住し いせの海士も 舟ながしたる 心ちして よらんかたな

く 戀しきに 涙の色の 紅は 我等が中の 時雨にて 今河了俊より十二代めの氏實より、甲州信玄へ傳はりて、甲州亂に亡たり。予が先師は、常に駿河國にて見られたり云々。闕疑抄の義は大に誤れり。

とある。更に最近岩波講座日本文學の「伊勢物語」の項に於て、大津有一氏は、宮内省圖書寮の所藏なる「伊勢物語」と外題ある聞書、三條西伯爵家藏傳定家筆本伊勢物語、並に實隆公記等を根據として、天福本傳來の考證を發表し、從來の諸説に補正を加ふべきことを要求された。その所説を要約すれば次の如くである。

- 一、定家自筆、鐘愛の孫女に附屬の天福本が如何なる經路を辿つて後花園院の御秘本となつたかは不明である。
- 二、長祿二年二月三日以後、十月廿日以前の間、に於て、歌道の器量拔群なるを叡感あつて、後花園院より三條西實連にこの本を下賜せられた。
- 三、實連逝去の後、舊好により遺物として宮道親元へ遣はされた。
- 四、長享三年六月八日、親元歿後一年餘、三條西家を出て約三十年餘を経て實隆に返還された。



天福本の其後の消息については、闕疑抄の説よりも、集註の説の方が一層傾聴すべきであることは、已に大津氏も指摘してをられるが、今一應吟味を加へて見よう。切臨の源義辯引抄に、「一華堂云、定家の青表紙を周防國守にて一覽せり。紙は備中のかいた也。外題は青表紙に定家の打付書也。百四代後土御門院宸筆にて、式の外題をまんなかにおし給へり。源氏外題を今世に正中におすは是を例とせり。定家卿自筆は桐壺花宴橋姫の三冊也。餘は俊成卿女などの筆也。水尾盡卷うせしを道遙院殿書たし給へり。東山殿慈昭院義政公の御物なりしを、若衆の宮内少輔に下されたり。其後周防國大内義隆へ、山名刑部少輔が女婚の時に、乗物に入て遣せし也」とある一華堂乗阿である。もし右の事實が虚構でなく、乗阿が豫てから定家の書風に親しんでゐたに相違ないことが明かであれば、彼が駿河國に於て見た本が天福本であつたといふことも、或る程度までは信用されるであらう。かつ又これと同時に、三條西實隆より、今河氏親へ贈られたとする説の多いことも注意すべきである。次にこれ等に關する諸説を一々列擧して見よう。

先づ架藏伊勢物語抄に、

此本ハ後花園院ヨリ實連ニ下サル。道遙院殿一字ヲ不違被書寫本三條西殿ニ今ニアリ。正本ハ駿河國司ヘ下サルト云々。其時道遙殿御詠

これをさへにだに今ははなれていせの海の舟ながしたる心ちこそすれおもひとをしれ

次に伊勢物語抒海には、

しかるに、天福の本は、第百四代後土御門院より西三條道遙院御拜領ありしを、宗長御使にて駿河國今河氏親遣されし時に、實隆の歌に、これにだに今は離て伊勢の海士の舟ながしたる心とをしれ、道遙院より駿河へ遣すときに、一字不違に書寫せし本、今に西殿にあり。其後にかの氏親の母は、京の伊勢守が女なるが、尼に成て北川殿といはれて、駿府に居らるゝと聞て、道遙院のいはく、時節の景氣といふ訓にたがひたる歌よみてつかはしたる事、一世の後悔なりといへりしと云々。其後、今川了俊より第十二代めの氏實のもとより、甲州信玄へつたはりしに、甲州の亂に失たりしと也。闕疑抄の義は誤れり云々。

次に甲陽軍鑑には、



永祿十一戊辰年五月、駿河今川氏真公へ御使を越給ひ、信玄公被仰は、今川殿御持の内東三河を信玄に給候へ、信州伊奈よりつゞきたる所にて候間、取つゞき候はゞ、以來義元の御訪合戦氏真公□成候とも、信玄加勢に罷出候に□□可然候。まして松平藏人元康と云興がる生物出来て、今川殿恩を忘れ、元康の元と云字をも抛悉引かへ、徳川三河守家康になり、大かた三河國をおさめたと承及び、家康にとられ候はんより、信玄に給候へかしと被仰越候。氏真公御返事に、信玄被仰分辱候、云去父義元のとぶらひ合戦とある義は、武田信玄を頼申に及ばず、能時刻をみて、氏真一身にて本意をとげ申すべく候、殊更氏真敵の織田信長と信玄縁者に成給ふと聞候へば、信玄も今は敵半分と存候、又東三河のこと、家康にとられ候哉、信玄へ進ずる事成がたく候、子細は家康小身の者なれば、今年にもたやし申候事いと易候、信玄へ東三河渡候て後は、遠州迄もとられ申すべく候、其證據は今川家の秘藏に仕る定家の伊勢物語を酒に酔たるふりをなされ、信玄御取候とて、父義元も信玄をば殊外調義のおそろしき人と申され候つる間、信玄と氏真と伯父甥の取きた指おかれ、以來は書札の取かはし

もかならず無益なり。

或年、一二月の間打續雨降て、一日の内も、空晴つくもりつ有つる日に、信玄公へ駿河今川殿より送まいらせたる定家の伊勢物語を取出させ給ひ、御看經所の次の座にて是をよみ給ふ時、長坂長閑短冊を二枚持て參る。

次に武徳編年集成、永祿十一年二月の條に、

十六日、甲陽ノ武田ハ今川叔姪ノ親ミアリテ、危急ノ時ハ互ニ援助スル處、氏真ガ政道塗炭ニ陥リ、臣怨ミ、民叛クニ乗ジテ、頃年、信玄頻リニ内應ヲ求トシテ、且跡部大炊助信元ヲ駿府ニ遣シ、徳川家武威盛ンニシテ、參州既ニ併吞ス。遠州モ又危シ。東參河ヲ以氏真吾ニ屬セバ、信州ヨリ兵ヲ發シ、今川家ノ爲ニ、信玄忽チ徳川家ヲ攻撃テ、其殃ヲ避ベキ由ヲ說シム。氏真蒙昧ナリト云ヘドモ、答フル趣ハ、信玄僞計邪慾、吾能察ス。是ハ氏真ヲ救フニ託シ、駿遠ヲ侵略スベキ爲ノ謀略ナラン。先年當城ニ饗宴ノ時、信玄酒狂ニ託シ、京極黃門定家卿筆跡ノ伊勢物語ヲ携ヘ甲陽ニ歸ラル。是西三條實隆ヨリ祖父氏親ヘ贈ラレシ珍書ナリ。爰ヲ以テ先考義元、常ニ信玄ノ奸曲ヲ怖ル。其上密々ニ今川分國ノ



士ヲ募リ、回忠ヲ求ルト云ヘドモ、既ニ露顯シ畢ンヌ。則其謀狀ヲ汝ニ授ク。  
向後叔姪ノ睦ヲ斷ベキ旨歸リ報ズベシト云々。

次に野史第一一十六卷、武臣列傳、武田晴信、元龜元年の條下に、

十月、信玄令昌景奪遠江、禾、東照宮怒、與信玄絶、實錄是冬、氏政乞和、送弟三郎爲質、  
信玄贈定家親筆伊勢物語、謀殺今川氏眞、氏眞避難濱松、實錄年鑑

以上列記したるが如く、闕疑抄に言ふ所の伊勢説を裏書する材料の皆無なるに  
對し、集註に言ふ所の駿河説を支持するもの多し、注目すべき事實であら  
ねばならぬ。

この集註の所説を、更に今一層有力ならしめる傍證の一つとして、三條西實隆と  
今川氏親との關係が考慮に入れられねばならぬ。實隆公記の中から、これに關す  
る一二の事實を拾録すれば、永正四年十一月十日の條に、

抑今川五郎氏親送書狀、黃金三兩惠之、不慮之芳志也、相阿持來之

大永五年十月二日の條に、

宗長殘物百疋并駿河守護黃金二兩持來之

とある。

又冷泉爲和自筆の伊勢物語には、奥に、正二位爲和(花押)と署名せる倉野憲司氏所  
藏本と、天文第十六天孟春下濬日 爲和(花押)と自署した宮内省圖書寮所藏本の二  
種現存するが、何れも京極黃門自筆の本を嚴密に摸した旨を記せる奥書を備へて  
居り、爲和が駿河在國の折の書寫に係るものと推定される。

よつて集註の駿河今川氏親に贈られたとする説は、大體に於て是認される様に  
思はれる。三條西實隆が氏親の許に天福本を遣した年月に就いては、實隆公記に  
も缺卷多くて見えず、これを明白にし難いが、凡そ實隆の内大臣を辭した永正三年  
四月五日以後、氏親死去の年大永六年以前と考へられる。氏親の没年を大永六年  
と決めたのは、爲和卿集に、

大永七年六月廿三日、今川修理大夫入道一回とて、宗長勸ける勸持品

立おほふ浮世の雲のさはりなくたれも心の月やすむらん

とあるに基く。

さて實隆より今川氏親へ、そして氏親氏輝・義元を経て、武田信玄の許へと轉々と



して傳承された天福本は、集註の説の如く、甲州亂に失せたのであらうか。柳澤吉保の事蹟を、源氏物語に擬して作つたといはれる松蔭日記、十三、山さくら戸の内に、元祿十五年卯月六日、柳澤邸火災の事を記して、

逍遙院の舟ながしたるとよみ給ひし定家卿の伊勢物語は、御所より給はらせ給ふて、こなたにありけるもやけぬ。世中にいとまれなる物にて、一たびめにみるだにねがはしきものに人は思ひためるを、いとあさましうあたらしきこと、いへばおろかなり。

とあり、藤井高尙は、松の落葉にこれを引用して、

定家卿のかきたまへる伊勢物語 甲陽軍鑑に、今川家の秘藏に仕る定家の伊勢物語を、酒にゑひたるふりをなされ、信玄御とりさぶらふとと見えたるに、松蔭の記といふ書には、逍遙院の船ながしたるとよみたまひし定家卿の伊勢物語は、御所よりたまはらせたまひて、こなたにありけるもやけぬといへり。定家卿のかきたまへりといふは、いたくふるからねど、今の世にある本にくらべては、よき事もおほからんに、うせぬるはをしきことになん。

と述べてゐる。松蔭日記に御所と稱するのは、無論將軍家を指すものと思はれるが、然らばかつて甲州武田家に在つた天福本が、如何なる経路を以て徳川氏に入つたのであらうか。この間の経緯を説明する資料としては、先づ加賀藩の歴史を記せる本藩歴譜を挙げなくてはならない。即ち本藩歴譜、卷之三の本記三、微妙公記にいふ、

萬治元年九月十一日、江戸ヲ發シテ、廿三日(或作廿一日)御歸國アリ。十二月十二日丑刻、小松城ニテ薨シタマフ。御年六十六。(中略)十一月四日、御位牌ヲ寶圓寺へ移シ奉リ、御墓ヲ野田山ニ築キ奉ル。閏十二月十日、御遺物トシテ大樹公へ御脇指、御茶入、伊勢物語(定家卿筆)、女院御所へ(後水尾帝后乃台徳公女)御屏風、源氏土佐筆、天壽君へ(元秀頼公夫人乃台徳公女)古今集(爲世卿筆)其他大樹公ノ遺族并公族及諸侯羣臣ニ至ルマデ數十百人ニ分領セラル。

右の所記には疑はしきものもあるやうであるが、先づ大體、加州前田家に嘗て定家自筆の伊勢物語が存し、それが三代微妙公利常の薨後、萬治元年閏十二月十日遺物として、五代松雲公綱紀より大樹公に贈られたと解釋される。萬治元年に於て



は三代將軍家光已に他界の後で、將軍職に在つたのは四代家綱である。而して大樹とは將軍の異名であるから、ここでは無論家綱をさすに相違ない。

元來、利常の子陽廣公光高の時、定家自筆の伊勢物語が、前田家の什寶として傳へられてゐたことは、殆ど疑ふ餘地はないやうである。この伊勢物語は、恐らく名器古筆を愛好して天下に廣く之を蒐集した利常の時代に、前田家の祕庫に歸したものであらう。傳へて言ふ、天海僧正一日光高の邸に至り、加賀家重寶たる定家自筆の伊勢物語を一見せんことを乞ひ、率爾として之を譲受けんことを願ふや、光高これを應諾していささかも顔色を變へず、天海をしてその人となりの大なるに驚嘆せしめたと傳へられる。この傳説の眞偽はもとより明かでないが、少くとも定家自筆の伊勢物語が嘗て前田家に存してゐたことだけは疑はれないやうである。

然らば次に何が故に定家自筆の伊勢物語が將軍家に遺物として贈られたであらうか。それは利常の室が二代將軍台徳公秀忠の女であり、かつ利常の孫綱紀の室が保科正之の女であつて、徳川前田兩家は、二重の因戚關係をなすほど親しかつたからであらう。かかる關係に於て前田家より徳川將軍家に贈られた伊勢物語

が、果して柳澤邸に於て焼失せる天福本であるか否かの問題は、次に擧げる有澤永貞の殘囊拾玉集の所記が明かに決定するであらう。永貞は金澤の學者にして松雲公綱紀と略同時代の人である。さればそのいふ所は、後世の編述に係る本藩歴譜に比して一層信を置くに足ると思はれる。右の殘囊拾玉集は雌雄二冊より成るが、その雄の冊に、次の如き記事がある。

一、甲陽軍鑑ニ書載タル今川家ノ名物定家卿一筆ノ伊勢物語ヲ、武田信玄公ノ姉婿タル義元公ニ所望ニテ、棚ニ被飾タルヲ、信玄酒ニ酔タル體ニシテ、取テ歸ラレ武田家ノ重寶トセラレタリト有之。此本利常公ノ御手ニ入テ、御祕藏ニテ有之シ名物ヲ、松平美濃守吉保江戸常盤橋ノ内ノ屋敷江御成有之タル其夜、吉保ノ宅一軒焼失仕候節、前方御成爲飾綱紀公ヨリ被進候ガ、致焼失候。此火災ニ遠江長光モ燒失ノ由、天下無双ノ名物モ時節到來歟。燒失ノ儀惜キ事ドモ也。元祿年中ノ末ノ事也。

右記事の中の「綱紀公ヨリ被進候ガ」とあるのは、綱紀より柳澤吉保に贈られたものの如く解釋されなくてもないが、實はさうではなく、前記本藩歴譜に見えるが如



く、綱紀より將軍家に進せられたものと解釋すべきである。  
 以上を綜合すれば、天福本は甲州武田家より轉じて加州前田家に移り、綱紀によつて四代將軍家綱に贈られ、家綱・綱吉と傳はつて、綱吉より柳澤吉保の手に渡り、遂に同邸に於て焼失したものと考へられるのである。近世中期まで傳來した名寶が、かくして一朝灰燼に歸したのは惜んでもなほ餘あることであつて、古人をして天下無双の名物も時節到來歟と嘆かしめたのもまことにゆゑあることである。

### 第五項 天福本の發展

天福本系統の諸本は、凡て定家自筆の本に源を發するもの故、轉々書寫の際の誤を除いては、本來完全に原本と一致すべき筈である。然し事實我々の見るそれらの諸本の間には、その本文に於て、勘物に於て、奥書に於て、屢々偶然の誤寫とのみ斷定し去ることの不可能な差異に遭遇する。即ち天福本なるものは、一般に弘布し始めると共に、徐々にではあるが、その形態に幾分づつかの變化を來してゐることが認められなければならぬ。

定家自筆の禁裡御本を、一字一點の相違なく書寫したと稱する法橋玄津筆本の轉寫本には、久原文庫所藏本及び架藏の二本がある。今一例として、久原文庫本を除く三本の形態を比較することによつて、これが如何なる關係に置かれてゐるかを吟味し、よつて以て一般天福本發展の形相の大體を類推せしめ、更に進んでその變化の原因を闡明したいと思ふ。先づ本文に於て、天福本の特徴を示すと目される箇所を重ねるものを抄出して、混亂の過程を例證しよう。

	5	6	9
玄津筆本	いけともえあはて	いといたう心やみけり たゝにおはしける時とや	みることと思ふに やつはしといひける
架藏一本	同上	同上	同上
架藏一本	同上	たゝにおはしける時とや 同上	同上



46	45	43	41	40	27	23	16	14
あさましくたいめんせて	ほたるたかく	いとかしこう	さるいやしきわさも	さこそいへまた	こさりけるおとこ	こひつゝそふる	こと人にもにす	くりはらのあれはの
あさましくたいめんせて	同上	同上	同上	さこそいへまた	こさりけるおとこ	同上	同上	くりはらのあねはの
あさましくえたいめむせて	同上	同上	同上	さこそいへまた	かのこさりけるおとこ	同上	同上	くりはらのあねはの

69	65	64	62	58	54	52
ねやちかく 女もはたいとあはしとも	このおとこ人のくにより いとゝかなしきこと	おとこみそかに	まさりかほなき しらすやとて	このおとこ	夢地をたのむ	かさなりちまきをこせたり ける
ねやちかく 女もはたいとあはしとも	このおとこ人のくにより 同上	おとこみそかに	まさりかほなき 同上	このおとこ	夢路をたとる	かさりちまきをこせたりけ る
ねやちかく 女もはたいとあはしとも	このおとこは人のくにより 同上	おとこ女みそかに	まさりかほなる 同上	おとこ	夢路をたとる	かさりちまきをこせたりけ る



96	90	89	87		83	81		78	74
秋まつ	にほふとも	年へける	わかすむかたの	あまのいさり火	いしのおもて	思ひいてきこえ	となむよみけるは	かの大将	かさなる山にあらねとも
同上	同上	年へにける	わかすむさとの	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	年へける	わかすむさとの	同上	同上	同上	同上	同上	同上

115	112	107		97	
おきのゐてみやこしま	いひちきりける	かのあるし	されとわかければ	みちまかふかに	女のせうと
同上	同上	同上	されとわかければ	みちまとふかに	同上
同上	同上	同上	されとまたわかければ	みちまかふかに	同上

玄津の誤寫と目せられる諸點は、如何に訂正されて行くかと云へば、

34	8	
おもなくいへるなるへし	いかてかいますといふをみ れは	玄津筆本
同上	同上	架藏一本
おもなくいへるなるへし	同上	架藏一本



107	83	62
あんをかきてやりけり	おほやけこともありければ	いらへもせぬといへは
同上	同上	同上
あんをかきてかゝせてやりけり	同上	なといらへもせぬといへは

行間の勘物は、

ア リ	玄 津 筆 本	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本
ナ シ	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本
ア リ	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本

卷末の勘物に於ては、

歴	業 平 行 平 有 常 二 條 后 融 ノ 略	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本
ア リ	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本
ナ シ	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本
ア リ	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本

なぞへなくみやび等ノ釋義

ナ  
シ

ナ  
シ

天福二年云々の奥書の有無を検すれば、

ア リ	玄 津 筆 本	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本
ナ シ	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本
ア リ	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本	架 蔵 一 本

かく法橋玄津筆本とその轉寫本との間に於てすら、右に表示したるが如き形態上の差異を看取することが出来るのであるが、一般に天福本にあつては、後世に至るに隨ひ、その形態の純粹性を失ふ傾向と共に、一方誤寫を訂正して正しき姿に還元せんとする傾向を生じ、この相反する二つの傾向の中に、本文は絶えず動搖しつつ、而も全體として混沌と雜多への道を辿るといふことが出来る。かかる傾向は、ひとり伊勢物語の天福本のみならず、一般古典の場合にも見られる現象である。さてかかる動搖變化の原因は奈邊にあるであらうか。天福本本文混亂の窮極の原因は、その弘布に歸することが出来るかも知れない。而して天福本の通行本



的性質を帯び來る事實の背後に、宗祇、宵柏、實隆、公條、實澄などの存在することを忘れてはならない。殊に天福本普及の歴史に於ける中心的人物は三條西實隆であつた。實隆は一世の學識であり、社會的地位と聲望とを併せ惠まれたる權門の出であり、且つ定家自筆の伊勢物語を相傳してゐたことを注意せねばならぬ。又彼の勢語に關する知識は、その當時學界に重きをなした宗祇に負ふこと甚大であることも同じく注意に値する。即ち三條西木伊勢物語の卷末に、

文明乙巳六月受宗祇法師說了、長享元二丁未後十一月重テ聽一部之講尺了とあり、兩度に互る宗祇の講説を受けてゐることが分るが、なほこれと同時に實隆公記にも、

文明十七年

六月朔日 今日宗祇依兼<sup>(目)</sup>約諾來、伊勢物語講尺之、自初段、至武藏野煙之段、聖衆中御門黃門、滋前相公、頭蘭藤武衛上乘院、宵柏等也、物語之旨言談之趣、尤神妙々々

六日 今日伊勢物語講尺、聽衆、頭辨藤中<sup>(綱)</sup>藤右兵衛佐、伊勢次郎左衛門、姉相

公、滋上乘院、羽林等也、宵柏同來

十一日 伊勢物語講尺、聽衆中御門中納言來、去六日者、子息宜秀六月會參向之間、爲扶持令登山、仍不來也、其外如例

十三日 宗祇來、講伊勢物語、聽徒如例、但貞賴基綱卿等不<sup>□</sup>

十六日 宗祇來、伊講如例、政行宏行等同<sup>□</sup>聽講尺了、勸一盞

十九日 伊勢物語講尺如例

廿一日 早朝伊勢物語講尺、今日終其功、珍重自愛々々、抑檀昏十帖、布一段送還種玉庵之處、堅辭之返送

長享元年

閏十一月五日 今日於伏見殿伊勢物語講尺、宗祇法師申之、去月時分類被仰之間、予種々申含斟酌、再往空打過了、重而懇切申含今日參入者也、午後參候、源大納言菊第大納言<sup>(下)</sup>大藏卿朝衣自禁裏退出之次、參云々、予重治朝臣通世朝臣<sup>(朝)</sup>候、事了退出

六日 <sup>(朝)</sup>講尺如昨日、參仕人々、源大納言菊第大<sup>(納)</sup>軒重治朝



臣通世朝臣宗巧基重朝臣等祇候仁和寺宮參給、事了暫祇候、談議之體殊勝之由

〔分〕園御褒美、小時退出

八日 竹園講尺、宗祇相伴參入、聽徒、源大納言菊第大納言、下官、姉小路宰相重治朝臣、通世朝臣基春朝臣、源富仲樂林軒宗巧等祇候、仁和寺宮萬松軒等同參給、講談之後有小盃酌

十日 今日竹園講談如例、聽徒如先日、其外源宰相俊量卿前頭中將基富朝臣、妙蓮寺日應僧正等祇候、竹内新門主參給、講談了予等暫祇候、傾一盞、象戲等有興、及晚退出

十二日 今日伊勢物語講尺也、午後參入、今日親王御方御聽聞、海住山大納言參候、其外聽徒如例、有一獻、及晚退出

十三日 今日講尺如例、事了象戲等有興、及晚退出

十四日 今日講尺又如例

十六日 今日伊勢物語講尺結願也、  
〔事〕了有一獻、三十首當座續歌有

題竹園、讀師源大納言、講師源

領有興、及夕陽

事了君出、  
〔分〕間無違亂、令終功之條神妙々々、今日一獻祇候人々、仁和寺宮勸修寺新門主萬松軒源大納言、海住山大納言、菊第大納言、大藏卿下官、姉小路宰相源宰相、通世朝臣宗祇法師等也、基富朝臣重治朝臣、基春朝臣、永宣源富仲等役送、此外宗巧祇候

實隆による伊勢物語天福本の普及流布に關しては、先づ大體二の方面を考へることが出来る。その一は講釋によるものであり、他の一は寫本に基くものである。勢語講釋が度々催されてゐたことは、現存實隆公記を一見しても直ちに首肯される。次にその重なるものを拾録すれば、

永正四年

十二月五日 向新亞相亭、有朝膳、午後讀伊勢物語、事了又有一盞、皆明寺理覺院、蔭孫等來會

八日 早朝新亞相來臨、今日伊勢物語讀之由雖兼約、世上物念也、又餘醉無術之間、後日可能向之由報之了

十五日 向亞相許、談伊勢物語



十七日 向亞相許、讀伊勢物語

十八日 向亞相許、伊勢物語如昨日

廿日 向亞相許、今日伊勢物語讀終之、有晚食盃酌、有象戲、抑亞相在國之事、武家御暇已出云云、此伊勢物語事爲餞送所望、重又初而講尺、五ヶ度無爲無事終功、自愛此事也

永正六年

三月廿六日 午後伊勢物語讀始之、相公羽林發起也、冷泉三位所望之間、招之令聽者也

廿七日 午後伊勢物語讀之、杉原伊賀守來會

四月二日 今日伊勢物語讀之、冷泉三位、師象朝臣、杉原伊賀守等來

八日 午後講伊勢物語、杉原以下如例、資直來會、各勸一盞

十一日 午後講伊勢物語、冷泉三位來、杉原伊賀守、師象朝臣、資直、丸七郎兵衛大隅等來、今日終其功、五ヶ度、相公羽林發起之所、無爲成就、尤自愛々々、今度五ヶ度講了

廿日 伊勢物語初爲杉原所望讀之、左少辨以下人々來臨、勸一盞

廿一日 如例伊勢物語讀之、杉原發起分今日終功了

五月六日 依資直所望伊勢物語讀之、人々來聽

八月十二日 午時參伏見殿、伊勢物語讀申之、廿段讀之

十七日 午時參伏見殿、伊勢物語讀申之、中御門黃門、禪雅法師、頭中將等外人濟々焉、頗□迷惑者也、事了賜御盃

十九日 午後參伏見殿、伊勢物語讀申之

廿三日 午時參竹園、伊勢物語讀申、今日終功、以上四ヶ度也、無爲結願自愛也、聽談屢也、有一盞事

永正九年

後四月五日 等幻法師懇望之間、伊勢物語如形講始之

六日 伊勢物語講之

七日 伊勢物語講之

九日 伊勢物語講之



十二日 伊勢物語今日可講之處發起指合云々、仍略之  
五月二日 今日伊勢物語講終之

大永三年

六月五日 及晚伊勢物語講

六日 晚頭伊勢物語講尺

七日 早朝伊勢物語講尺

八日 早朝伊勢物語講尺

九日 後伊勢物語講尺、談終功、勸一盞

此の外實隆公記缺卷の部分でも、惟清抄より、

大永二載夏五月五日、逍遙老人講此書

三條西本伊勢物語より、

享祿元十一月二日庚子、依勅定讀申、議定所至十五段、三日於御三間、以下此所、至

卅八段、八日、至六十四段、九日、至八十、十一日、至九十六、十三日、終功、奥一段、不讀申、

此の兩度の講談が推定される。

これらの度々の講義は、天福本を普及せしむる機會となると同時に、勢語諸本の  
本文を混亂せしむる一因をなしてゐる。

次に實隆のなせる伊勢物語の書寫は、その種類多く、一々枚舉に遑ない程である。  
今實隆公記から抄出すれば、その重なるものに次の如きがある。

文明九年

九月廿四日 伊勢物語竹園御本今日終寫功了

廿五日 伊勢物語令校合、持參了

文明十八年

七月七日 伊勢物語愚本、依仰令借進上親王御方了

長享二年

十一月二日 中院入道内府伊勢物語本可染筆之由被命、料幣到來、無子細之由

領狀了

長享三年

二月五日 伏見殿後撰御本、中院所望之伊勢物語等各立筆



六月八日 故蜷川新右衛門親元後室、以僧鹽酒、庄屋入道也、伊勢物語本、京極黃門自筆本、舊院下賜故實連朝臣、彼朝臣逝去後、爲遺物遣親元、親元逝去之後、必可贈樣ニ申之由遣言也、贈之、祕藏自愛不能言語

延德二年

七月廿九日 抑伊勢物語、中院禪院所望、昨日終書寫功、今日遣之了

十一月一日 宗祇法師早旦來、伊勢物語本借用歸、爲人可講尺所持本、被借取他人云々、仍愚本借與之

延德三年

十月十一日 新古今集上下、伊勢物語等、宗祇法師所望、書與之

明應元年

十一月廿一日 伊勢物語行數事、九行歟、八行歟、可任意之由今日申遣上原豊前守了、先日所望之本也、八行可然之由翌日報之

明應二年

正月廿一日 伊勢物語、上原豊前所望本立筆

永正二年

十月六日 伊勢物語公瑜終書功

七日 伊勢物語新寫加校合了

九日 伊勢物語本遣東坊城許了

永正四年

正月廿六日 早朝玄清來、伊勢物語本遣之了

十月廿八日 伊勢物語公瑜新寫校之

永正七年

三月一日 丸七郎左衛門來、伊勢物語本借用之間、雖撫本遣之

大永元年

五月二日 伊勢物語校合

大永四年

四月十日 伊勢物語終書功、授五歲孫女

大永五年